

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(令和2年12月15日)

○ 三木 隆委員長

それでは、産業生活常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

審査順序につきましては、お手元に配りました審査順序、この内容の順で、市立四日市病院、市民文化部、商工農水部の順で審査を行います。

また、当委員会に付託されている請願が1件あり、審査に当たって意見陳述の機会を設けることとしていますので、この後に行いたいと思います。

次に、12月定例月議会における委員会の中で、新たな所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただきます。

ご提案は、ありますか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしでよろしいですか。

それでは、新たな所管事務調査は実施しないことといたします。

なお、休会中の所管事務調査については、後ほどお諮りしたいと思います。

それでは、これより請願の審査を行ってまいります。

請願第5号 北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求め
めることについて

○ 三木 隆委員長

請願第5号北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求め
るについてを議題といたします。

当請願は、北勢公設卸売市場株式会社代表取締役社長、石丸敬士様より提出されたもの
であり、本日、請願者に意見陳述のためにお越しいただいております。

本日の請願審査の進め方についてですが、まず、請願者に意見陳述を行っていただき、

意見陳述に対する質疑を行います。その後、理事者に対する確認の質疑の時間を設けた後、討論、採決の流れとなっております。

それでは、請願者の方は、請願者席に移動してください。

産業生活常任委員会委員長の三木でございます。本日は当委員会にお越しいただき、ありがとうございます。

請願の趣旨をご説明いただき、その後、各委員により質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第8号について、朗読を事務局に求めます。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤でございます。

まず、資料につきましては、タブレットの07、12月定例月議会、06産業生活常任委員会、その中の001請願第5号、こちらのファイルをお願いいたします。

それでは、請願文書を朗読いたします。

請願第5号北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求めることについて。

北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求めることについて次のとおり請願します。

次のページをお願いいたします。

請願趣旨。

北勢地方卸売市場は、昭和54年3月に、北勢地域の中核卸売市場として、地域内市場を合併して、四日市市、鈴鹿市、桑名市の3市による北勢公設地方卸売市場を開設しました。

その後、平成17年に当時の北勢地方卸売市場をめぐる情勢分析により公設公営制が見直され、指定管理者制度を導入し、施設の改修整備を経て平成22年4月1日より完全民営化に移行しました。

しかしながら、物流や消費者ニーズの多様化、生産者の高齢化・減少に加え、仲卸業者や買受人の減少など、卸売市場の経営環境は大変厳しくなっており、また、卸売市場法が改正され、市場の独自性が重要視されるなど、市場は大きな変換点に差しかかっております。

そのような状況の中、北勢地方卸売市場では民営化後も経営努力を重ね、取扱高を維持

してきましたが、市場開設から40年、民営化からも10年が経過し、施設の老朽化が著しく、その修繕費が経営上大きな負担となっております。

民営化時の協定では施設の更新・修繕・改良等は管理会社が負担することとされており、市場関係3市が大規模な改修が必要と認めたときは助成方法等について協議するとなっております。

現在、3市では、北勢地方卸売市場の在り方について、基礎的な調査を行っていると考えております。市場としての役割を果たすための環境に留意した施設の改修・修繕は不可欠であります。将来を見据えた市場（北勢地域住民の食の安全、安心につながる市場、災害に強い市場、エコな市場等々）についての調査検討も必要かと思われま

す。

1、市場関係3市で協議の上、北勢地域住民の食の安全、安心につながる改善策に沿った改修・修繕に支援をお願いいたします。

2、卸売市場の調査に対し速やかに結論を出し、卸売市場の今後の方向性及び将来を見据えた市場（食の安全、安心、河川氾濫等による自然災害に強い、エコな市場等々）に対して当市場と協議をお願いいたします。

朗読は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

内容は以上のおりですが、次に、趣旨請願の意見陳述を行っていただきます。

なお、請願者からは補足資料を使用したいとの申出があり、これを許可していますので、当該補足資料を配付させていただいております。これです。

それでは、請願者の方は、意見陳述をお願いします。

○ 請願者（石丸敬士）

今、ご指名いただきました北勢市場の石丸でございます。本日はお忙しい中、このような会にお招きをいただきまして、本当に心から感謝しております。

先ほども出ておりましたが、北勢公設42年、民営化、今年の3月でちょうど10年、その前、指定管理者3年とかなり古くなっているのが現状でございます。修繕のほうを見ますと、私どもの修繕の、収入が家賃収入それ以外はないということで、限度があるわけでございます。そして、こう見ておられますと、私の感じるところ、10年前の指定管理者

3年のときに、こちらの北勢市場のほうへ11億円ぐらいのお金を出していただきまして、いろんな施設とか修理をしていただいた経過があるわけですが、結局そのときに全く手つかずのところがあったと。それが、一応、屋根の雨漏りと、あと、水道関係、それと電気関係、この三つが全く手つかずで、やはり42年たった今、雨漏りのほうも結構出てくるもので、その都度悪くなったところは補修して修理をしているわけですが、追いつかなくなってきているのが現状でございます。

そして、水産のほうは、下がぬれていますが、青果のほうにつきまして、やはり商品に雨が当たるともう商品にならないということで、クレームも結構ついてくるというのが現状です。

また、屋根のほうにつきましては、劣化で一時コンクリートの破片が落ちたときがあったと。それが幸い小さい破片だったと。そして、鳩よけに網がしてあるところで止まったのでよかったですけれども、これがもし大きなものが落ちてきたとき、下を歩いている人に当たったらこれは大変なことだなと、今後も心配をしているわけでございます。

また、水道につきましても、結局、水産のほうは、もう水なしでは日々やっていけないというのが現状でございます。そして、その都度直してはいるのですが、毎年のようにあらゆるところからクレームがついてくるということで、もう今のうちの財政では、とても追いつかないと。

電気系統につきましても全く一緒に、もし夏場等に電気等が悪くなって冷蔵庫等が止まったときには商品が全部腐るということで、恐らく仲卸等からクレームがついてくるというのが現状でございます。

このような厳しい環境の中で、何とか3市のほうで援助をお願いしたいというのが現状でございます。

そして、また、市場を取り巻く環境も本当に厳しくなっているのは現状ではございますが、北勢管内約80万人の食料の台所として、三重県産を中心に全国から安心、安全な商品を入れているのが現状でございます。先ほども会社で話をしていたのですが、この現状、聞くところによりますと、この北勢市場は、内部川なんかが氾濫したときに一度浸水したこともあると、そういう経過も聞いておるわけでございます。このような中において、このままでいけば今からいろんな被害も出てくるし、何か難しい問題がどんどん出てきているのが現状ですもので、先ほど言いましたように3市で何とか援助をお願いしたいというのが現状でございます。

本日、うちのほうからは4名来ておりますけれども、現場等のプロがおりますので、僕の言葉で足りないところは、また補足をして質問等にはお答えしたいと思いますし、もう一つ、北勢市場で、今日、一番各機関から言われてきたのは、難しいとは思いますが、指定管理、これをお願いしてこいときつく言われたんですけれども、これは無理と思いますが、やはり指定管理といいましても、日々の修繕、修理等につきましては北勢市場株式会社が全面的にやっていくと。ただ、大被害とかいろんなときにお話に乗っていただきたいというのが皆の願望ですもので、無理なことは承知しておりますが、それも頭の中に少し入れていただいて審議していただければありがたいなど、このように思うわけでございます。

話はちぐはぐしますが、この状況、本年も残すところ15日で新しい年に入ると。本年度は、頭からコロナコロナで終わるわけでございますが、私どもの業者を見ておりますと、コロナでかなり売上げを落として3割、4割減のところもありますし、また、逆に、学校が休みになって家庭におる人が多くなったということで、逆に、食品スーパー等につきましては売上げを20、30%伸ばしている会社もあるということでございます。

昨日、テレビを見ておりますと、G o T oキャンペーンが中止になったということで、これ、せっかく魚の卸関係の人が期待をしておったんですが、またこれで状況が変わってくるんじゃないかなと。一番いい例が、三重県で3市場あるわけなんですけれども、伊勢の市場の水産です。あそこは観光がメインですもので、4月、5月、6月物すごく売上げを落としたと。先月辺りからG o T oのおかげで売上げをぼんと伸ばして、この年度末も観光で結構入っていると聞いていたんですが、昨日のG o T oの中止で、これまたぐつと落ちるんじゃないかなと、このように思っているわけでございます。

市場の結果を踏まえて、調査結果を踏まえて、在り方の方向性等を協議していただきまして、この場を冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。ぜひ協議のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

○ 請願者（石黒）

業務課の石黒です。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配付させていただいた補足資料、簡単ではございますが、部分的に説明させていただきます。

大規模修繕箇所の状況でございます。

ページをめくっていただいて、2ページですね、建築関係とございます。

この冊子にあっては、建築関係、電気関係、外構関係、大きく大規模修繕として三つに分類をさせていただいております。

まず、建築関係ですね。

3ページ、4ページのほうをお願いしたいと思います。

先ほど社長のほうから説明があったように、まず、大屋根の防水工事。以前、皆様方、先生方は、平成30年の6月にも、一部、北勢市場のほうに来て視察をしていただいております。そのときには、いろんな建物、施設関係を見ていただいております。今日は、表に見えない、目に見えない部分もございます。そういったところをかいつまんで具体的に説明させていただきますのでよろしくお願いします。

3ページ、4ページにあります青果棟の売場の屋上防水です。青果棟の売場、大体面積が約7200㎡ございます。現在、3年間の改修工事でも部分的にやっていただいております。ウレタン塗膜防水の手法でやっております。ところが寿命がやはり15年から20年、暑さ寒さ、環境が、当然大屋根ですので経年劣化が激しいと。我々民営化した会社としては、7000㎡全体をやることは非常に厳しい難しい。ですので、現状は、部分ごとに何分割に分けて防水工事を行っております。

青果の売場のほうでも約2000㎡の防水工事が、今、現在残っている現状でございます。

4ページ目にあつては、水産棟の売場の屋上防水工事です。これも2800㎡ございます。

写真を見ていただいたとおり黒くなっている部分、こういうところから防水シートの亀裂箇所の中に雨水が入り込んで雨漏りを引き起こしているという状況でございます。

続きまして、5ページ、6ページのほうをよろしくお願いします。

水産の事務所棟の屋上防水。6ページが、中央棟の屋上防水でございます。

ここからはアスファルトの防水層の経年劣化ということでございます。アスファルト防水は塗膜防水より、言うたら過去の手法でありまして、塗膜防水のほうがアスファルト防水より、もう一枚上塗りしてあるようなイメージでございます。事務所棟の屋上防水は、このようなアスファルト防水が今現在されております。同じように経年劣化によって防水シートの亀裂箇所の中に雨水が入り込んで雨漏りを引き起こしているこういった状況で、以前、皆様方先生方に来ていただいたときは、当然こんな屋上を見ていただくのは難しいことなので、今日ご報告をさせていただきます。

あと、7ページ、8ページですね。7ページにあつては水産棟の外壁、経年劣化で目地

の劣化、成型板の一部が落下している状況。8ページにあってはシーリングの剥離、ここからも雨水がぼたぼた下の売場に漏れている状況でございます。

次のページめくっていただいて、10ページのほうをご覧くださいと思います。

コンクリートの落下、この写真は、青果側の買荷保管積込所。コンクリートも経年劣化によって部分ごとで剥離落下、過去に3度ほどしております。

11ページにあっては、ALCのパネル落下。これが、先ほど社長からも報告がございましたように、ALCパネル、これが部分的に剥離して、軽量気泡のコンクリートが青果の売場のところに落下していると。部分的に青果棟売場全体に、鳥害対策として、民営になってからネットを装備しました。コンクリートの破片が小さかったので、このネットにかかって人の頭に当たるのが防げたという事案もございます。こういった大きなものが落ちてきたらということも考えております。ALCのパネル落下、ここの部分は、我々民営になってから、ネットを一旦取って、高所作業車を持ってきてALCの下から塗装したということもやらせていただいております。

あと、13ページ、14ページでございます。

建築関係のクラック、壁の外壁、13ページにあっては仲卸なんですけれども、壁にクラックが入っているといった状況です。

それと、16ページのほうをご覧ください。

これが給排水の部分でございます。例えばちょっと汚い見苦しい写真で失礼なんですけれども、これは便所の排水管の接合部の沈下も伴って、接合部が脱落しています。それとともに、現状の排水管の中身は、こんな状況です。当然我々、民営化した会社となっても年に1回は専門業者によって排管の清掃を行っております。ただ、この材質が鉄管、SGP管といって鉄の給排水の管になっております。皆様ご存じのように最近では塩化ビニール管、塩ビ管のほうが主流となってきていると思います。大体、塩ビ管に関しては寿命が50年、この写真のようにSGP管は約40年の寿命、耐用年数と言われております。

続きまして、17ページ、これが水産仲卸の給水管の破裂ですね。これも鉄管のため突然に破裂して、一部の水産仲卸会社の真裏で水漏れが発生して、給水管が破裂したという事案が平成26年頃に発生しております。

18ページにあっては、経年劣化、地盤沈下も伴って、中央棟の下に食堂があるんですけども、その部分で給水管が突然破裂して、営業中に断水が発生したと。

19ページにあっては、水産仲卸の業務の特性上、どうしても魚あらが日々のごとく発生

します。魚の脂、そういったものが、発泡スチロールの破片もそうなんですけれども、排水管詰まりとなり、こういった管清掃も我々の民間会社で行っておりますが、管の取替え更新としては、非常に厳しいものがございます。沈下も並行して発生している部分でございます。こういった部分で管清掃をやっていますけれども、詰まりと沈下によって仲卸通路の中にある管が、段差脱落、そういった詰まりも発生している現状でございます。

あと、電気関係として20ページ以降ですね。21ページにあっては、電気関係、変圧器、ここにも書いてありますように、変圧器の耐用年数は15年、環境がよくて20年というふうに言われております。うまくいっても50年、当然屋内なので、環境によっては50年もつと言われておりますけれども、しかしながら、パーツごとの部品が徐々にメーカーに問い合わせでもなくなってきているのが現状でございます。

22ページにあっては、水産棟の電気室内でも雨漏りが発生しております。そんな状況で漏電、23ページにあっては弱電設備も湿気と塩分、ご存じのように水産のほうでは湿気と塩分が日々のごとくありますので、こんな腐食が進んでいるというような状況でございます。

あと、外構関係が24ページ以降に示させていただきました。

場内の外周道路、アスファルト舗装は重量物、大型トラックで荷物が運ばれてきます。市場の中の外周道路、こういったものも、アスファルト舗装、当然、我々の会社で部分的にも外周道路の交差点等路面補修工事を行っております。ですけれども、まだまだ修理できない。市場の働く環境、高齢化も進んでおりまして、つまずいたり、道路の整備というものも必要な大規模修繕の項目の一つだと考えております。

以上、ちょっと先走りで恐縮ですけれども、補足資料として説明を終了させていただきます。

以上です。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述は、お聞き及びのとおりです。

請願者の方に対して委員の皆様から質疑があればお願いいたします。なお、理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際をお願いいたします。

ご意見は。

○ 諸岡 覚委員

すみません、今日わざわざご足労いただきまして、ありがとうございます。そして、また、いつもこの地域の食の安心、安全にご協力をいただいていますことを感謝します。

一つだけ、請願のこの文章のほうはよく分かったんですけど、先ほど口頭の説明の中で、社長さんのほうから、今日は指定管理のほうもお願いしてこいと言われて来ていますというようなニュアンスのことをおっしゃいましたけれども、その部分がこの文章の中には入っていないんですけども、もう少し意味を教えてくださいませんか。

○ 請願者（石丸敬士）

もう正直言いまして、北勢市場全員の希望は、指定管理者に何とか戻れないかと。それで、三重県3市場ある中で、三つのところが大体よく似た時期にオープンしたわけです。三雲の三重県地方卸売市場は、今現在、指定管理者。そして、第三セクターの伊勢、ここも第三セクターで市町村がやっていると。四日市だけが完全民営化になったわけですが、今僕が言いましたように、指定管理者をいただいても日々の事は全部会社でやっていくと。ただ、大被害とか何かあったときに指定管理者になっていたほうが話合いできるほうがいいのではないかなと、そういう皆さんの意見が多かったわけでございます。

今、言いましたように、北勢市場、全員がこれを望んでいるということで、今後協議をしていただきまして、いいお返事をいただけたらありがたいかなと。

○ 諸岡 覚委員

よく分かります。そうすると、この請願の文書の中における請願事項2の一番最後の部分に対し、当市場と協議をお願いしますという、この辺の一連の文章の中に、それが字には出ていないけれども含まれているという、そういう認識でよろしいですね。

○ 請願者（石丸敬士）

はい。

○ 諸岡 覚委員

了解しました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 諸岡 覚委員

もう一つ。ごめんなさい、ついでに。

今のその話は、役所側、行政側とは、要するに、もう一回指定管理に戻してもらいたいんだという話は、これまで断続的にどこかでしてきているんですか。

○ 請願者（石丸敬士）

いや、まだそこまでは行っていません。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、公式には今日が初めての表明という。

○ 請願者（石丸敬士）

日々のお話の中には、そういう意見があるというのは、話しております。

○ 諸岡 覚委員

了解しました。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと請願願意の中に指定管理に戻すってことが入っているということになると非常に難しい審査になってくる可能性があるのでは、社長、本当に入っているの。

○ 請願者（石丸敬士）

いや、これを、一応あくまで要望ということで。

○ 樋口龍馬委員

今の諸岡委員の質疑と石丸社長の答弁のやり取りだと、願意の中に含まれているような

読み方ができるやり取りではあったんですが、字面だけで見れば、その件については触れていないわけで、この後の理事者への質問等を通じながら、ある程度整理はかけていただければと思うんですが、あまり深読みをしながら審査をするのではなくて、あくまで文章上のもので審査をしていくほうが適当なのかなと私は感じておるところであります。この文章上で指定管理にすること自体が含まれているということを議会が通してしまうと、ちょっと今後の進行に、行政的にも多分大きな差し支えが出てくるのかなと。

何しろ、四日市市だけで決められることではないので、桑名市、鈴鹿市が同様に、金額に多寡はありますけれども、多い少ないがあっても含まれている中で、四日市市議会で、その指定管理に民営から戻して直営にして指定管理制度を取るということになると、そもそも指定管理の法上の随意契約に卸売市場が当たるのかどうか、市場会社が当たるのかどうかということも不透明な中で、そこを願意に含めてやってしまうと、お仕事を継続していただくということ自体がそもそもお約束できる話ではなくなる、入札をしないといけないということになってきますし、桑名や鈴鹿から見たら、四日市が何や勝手なことをしておるなというふうに見られてしまっても、今せっかく協議が始まっている中で、制度の変更までこの願意の中に含めて審査をしていくということは難しいんじゃないかなと感じますもので、そこだけ確認取らせていただいて、少し……。気持ちはよくよく理解しますし、今後の議論の中で我々も、正直経営破綻してしまった市場会社もありますのでね、飛驒なんかそうですし、経営破綻しないようにはしていかないといけないと思っておるんですが、ただ、この請願審査の中でその部分を含めていくということがないんだということを表明していただいたほうが、我々は審査に臨みやすいかなと思いますので、社長、いかがですかね。

○ 請願者（石丸敬士）

委員の言う……。僕は、あくまで、一応最後の参考として、できて、もしやっていただければありがたいなという皆の意見を伝えましたが、今言うように、難しくなるので抜きにしてもらっても結構です、今回は。継続審議といいますか、またいろんな話合いの中で相談に乗っていただければありがたいかなと、このように思っております。

○ 三木 隆委員長

今回の請願願意から少しずれているという見方はできると思いますので、今回の請願趣

旨の中からは省くということによろしいですか。

○ 請願者（石丸敬士）

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

すみません。私たちも、市場の視察もさせていただいていますし、今の老朽化しているところも実際に拝見させていただいたところもありますし、この委員会としても富山の市場も視察もさせていただいて、いろんな方策というので、3市もやっと協議の場についてもらって、これから継続的にこの市場をどう存続させるかというところの議論がやっと始まったところかなというふうに思いますし、次の世代へ引き継ぐに当たって、新たなワールドチェーンを、時代に合った施設をどうするのか。また、その施設の規模も今のままでいいのか、もう少しコンパクトにするのかというところの議論であったり、それから、食の安心、安全とか、防災の機能をどう高めるかというふうになると、さっきの電源の配置の位置もどういうふうにするかと、川がすぐ近くにあるので、そういうことも対応していかなきゃいけないのかなというふうに、この願意のところはそうかなと私も思うんですが。例えば、今後3市の協議が整って、どのような市場を構築するかというところの協議に入る中において、卸売市場の会社としてとか、各企業さんを含めて、どのような基本構想とか、素案の素案ぐらいとか、もう着手をされているのかどうかというのだけ、どのような基本的な考えがあるのかというのだけ、お伺いをさせていただきますか。

○ 請願者（森川）

事務局のほうから、現在3市が進めておりますその調査、在り方の調査、これで外部要因が、この市場にどういうふうに影響してくるのか。こういったものは、専門家のしっかりした目を通してある程度分析をしていただく、その情報を私どもも得たいと。内部要因として、我々が思っておる以上に、やっぱり第三者、そのプロの目から見て、どこがこの市場の強みであって弱みなのか、そういったものを踏まえ、最終的に現在の取引と、将来

その各事業者がどこまで経営展望を持っているのか、こういったものの聞き取りを十分していただいて、そして、その規模、適切な規模がどれぐらいのものが望ましいのか、これを我々は勝手にするんじゃなくて、やっぱりその専門家の見地から公正な点で算出していただいて、3市なりに、行政としての考え方を持つかも分かりませんが、その中で情報を共有して、私どもも協議に参加し、最終的には関係事業者が、それらの情報を基にして将来のビジョンをつくっていきたいと。そのためには、さらにまだこれからも調査がやっぱり必要ではないかと。今年やられておる調査は、どうもちょっと概要的な調査ですもので、さらに突っ込んだ調査が要るんじゃないかと。聞くところによると、金沢の市場なんか、現在その建て替えの計画が大分進んでおりますけれども、あそこもそういう議論に20年間かけたというふうな記事が新聞記事にも載っております、私どもの場合は、そんなに悠長なこともやってはいただけないと思いますけれども、でも、これからまだまだ時間がかかるだろうと。ともかく、そのデータについては、適正なデータで、行政と協議しながら将来の姿を、こちらが主体的に動けるような姿をつくっていききたいなと、そういうふうに思っております。だから、具体的には、まだそういうふうな議論というのは、深化していません。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。行政関係、行政と、それから市場関係者だけではなくて、第三者の目をしっかりと入れて協議をしていくと。ただ、そんなに時間はかけられない。先ほどの大規模な改修も併せて、それも最小限にやっぱりしていかなきゃいけないというところで、やっぱりお互いに知恵を絞っていかなきゃいけないのかなというのは教示いただいたかなと思います。分かりました。ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご質疑もないようですので、質疑はこれで終了とします。

請願者の方は、傍聴席へお戻りください。

それでは、理事者の方から何か補足説明がありますか。

その前に、資料の提出がされていますので、これを認めます。

事務局、配ってください。

それでは、お願いします。

○ 荒木商工農水部長

すみません。お世話になります、商工農水部、荒木でございます。

本日、ちょっといま一度、北勢公設市場の経緯を現在の我々の取組とともに少し資料にまとめさせていただいて、少しお時間いただいてご説明させていただきたいと思います。

説明のほうは、次長のほうからさせていただきます。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

石田でございます。私から今お配りさせていただいた資料について説明をさせていただきます。

まず、最初に、市場の概要を載せています。これは、今までもご紹介してきましたけど、昭和54年の4月に四日市市、桑名市、鈴鹿市で一部事務組合を設立して市場を開設しています。

供給対象地域としては、北勢の4市5町を対象として、供給人口はおよそ80万。現在卸売会社が青果と水産1社ずつ、それから仲卸会社が、青果9社、水産11社というふうになっています。

これまでの経緯なんですけれども、設立は今申し上げたとおり昭和54年で、民営化、これに関しましては平成17年の頃から議論が始まっていまして、平成18年に、市場運営部門を加えた北勢公設卸売市場株式会社、現在の運営会社ですけれども、こちらが設立されています。

平成19年から、先ほども請願者の方からの紹介ありましたように指定管理をしまして、一定の施設整備を行った後、平成21年の9月に市場組合と、当時の組合、それと3市と市場会社の間で協定書を締結しています。こちらについては、先ほどもありましたように、基本的な維持管理については、会社のほうで使用料で賄っていくと。ただ、施設の大規模な改修に関しては3市で協議するというふうなことが記されています。

平成22年4月1日から民営化が実施されました。このときに関係3市と市場会社の間で契約がされていまして、土地、建物に関しては10年間無償貸付けをするということになっています。

民営化後に関しては、平成29年に、これ、四日市市が行ったんですけれども、生鮮食品流通実態調査という調査をやっているというだけで、これは卸売市場ということだけじゃなくて、地産地消とかいろいろありますので、生産者とか定期市とかも含めた地元の産品についての調査をやっています。このときの調査はヒアリングを主にやっていったんですけれども、関係者としては、卸売市場というものの機能自体は、この地域には必要なものであるというふうな認識でまとめられています。

平成31年の3月に市場会社のほうから施設改修の要望書が提出されております。

裏に行っていて、令和元年になりまして、そういった調査とか要望も受けた上で、いろんな市場を取り巻く環境が変わってきていますので、関係3市で今後検討していくということを確認しました。

また、新しい四日市市の総合計画を立てておりますので、その中にも施設整備の対応について検討していくということで位置づけております。

令和2年3月には民営化後から10年が経過しました。これによって、協定書では10年間無償貸付けをするってなっていますけれども、以後、申出がない限り1年ごとに延長される。現在延長されている状況です。

令和2年度、今年度に、先ほどから出ています基礎調査を今やっております。この中では、外部環境、内部環境の分析、それから、流通形態の把握とか、今後どういったビジネスモデルが必要か、また、適正な規模はどういったものかということ調査しております。

この間、令和2年6月21日に改正卸売市場法が施行されております。これによって、卸売市場というものは、従来は許可制だったものが認定を受けてやっていくと。基本的には市場という機能を持ちながら、いろんなことができるというふうなことに変わってきております。

今後は、市場の在り方について現在総合計画にも位置づけておりますので、桑名市、鈴鹿市と3市で協議を行って、どういうふうな施設整備をやっていくべきか、ということについて検討していきたいというふうに考えています。

資料の説明は以上です。

○ 三木 隆委員長

委員の皆さんから理事者への質疑があれば、お願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

お願いします。ちょっと改めての確認なんですけど、桑名市、鈴鹿市、四日市市の出資の割合って、どうなっておるんでしたっけ。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

四日市市が52、それから、鈴鹿市が30、桑名市が18です。

○ 樋口龍馬委員

これを鈴鹿や桑名が……。鈴鹿が権利放棄することはないんだろうなと思うんですけども、桑名なんか、ほとんど使っていないと思うんですよ。桑名の業者さんが、この市場に買いに来る量というのは多分18%も、もう今はない中で、どうなのかな。底地の価値としては、あれ、総額でどれほどあるんですか。それは、この出資比率に基づいて簡単に掛け算したら出るものなのかどうか。分からないなら分からないでいいですけども。

○ 荒木商工農水部長

すみません、今、底地、面積は把握しているんですが、評価額自体がちょっと把握しておりませんもので、その評価額で、0.7で割り戻して出資割合を掛ければ大体の金額が出るのかなというふうに認識していますが、今、現時点で出していません。申し訳ございません。

○ 樋口龍馬委員

それは、調べれば分かる話なんですか。

○ 荒木商工農水部長

想像というか想定額は、あたりはつくと思います。

○ 樋口龍馬委員

すぐって言わんので、また教えていただきたいなと思います。

○ 荒木商工農水部長

資料にして提出させていただきたいと思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

この資料で供給対象人口が80万というふうになっていますね。確かに対象はそうかもしれないけど、実質は、これの何%やろう、およそ。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

物の取扱量とか対象地域は、今の基礎調査の中で実は調べているんですけども、どこまで追えるかというのがちょっとなかなか難しいところがあるんですが、大体のものがどういったところに流れているかというのは、今回の調査の中でも分かるところまで調査をしようというふうに考えて、今、現時点では、ちょっとまだ分かりません。

○ 日置記平委員

何や、よう分からん。要するに分らないね。分かっていない、実態は。興味深かったのは、名前をお聞きしたけど、森川さんでしたか、説明いただいて、森川さんの説明の中のところへ実はそれが行くんですけど、要するに、この北勢地方卸売市場のこれからについては、やっぱり当事者の市場の皆さんが、もうコロナの影響だけではなくてね、この食品の将来に向けての大きな経営改革をしなければならない。もうとっくに来ていると、私はそう思っているんですね。ですから、日本の流通市場の変化が、もう大きく変わってきているわけですよ。そんなことを見据えた上で、誰がどう判断するのか知りませんが、専門家の見地、判断を将来ビジョンについてしてもらおうというふうなあなたからの説明があったことを踏まえると、それがこの対象人口80万のところへ行くわけでしょう。確か人口は、5市入れたらこれだけになるんですが、今の市場流通は違うでしょう。東京があって、名古屋があって、大阪がある。今、この北勢の一般消費者に供給している店舗は、大

手はイオンがあって、今、四日市市内だけ取ってみても、中堅スーパーの進出はすごいんですって、今、大阪から名古屋から。そういったところは、皆さんの市場の関係にどこまで影響しているかというところへ行くわけですよ。だから、彼らはやはり大量販売というところへ来ていますので、大量仕入れによってコストダウンをして、消費者に魅力を売るというところになるわけです。そうすると、北勢地方卸売市場は、今までの魅力アップをどうしていくかということになっていくので、確かに今日要望があった施設の改善は大事なことですけど、未来的予測をすると、それだけではなくて、やっぱり皆さん方の会社がこの80万人全てをマーケットにするならば、どういう経営改革の方向に行くかというところになると思います。だから、ちょっと、決して目的はずれてはいないと思うんですが、そういう視野をしっかりとした上で、この施設改善というところへ行かないと、我々も、この地域に根差した企業の皆さん方ですからできる限りのバックアップはさせてもらわなきゃいけないとは思いますが、そういう一つのコンセプトをしっかりと添えて頑張っていたきたいなど。

それから、行政側のほうも、さっきどなたかが言ったように、この市場は四日市だけの市場ではありませんので、やっぱり北勢5市がしっかりとしたスタンスでもってバックアップして、市場流通性にお手伝いをしないといけないわけですね。ちょっと幅広く申し上げましたけど、そんなところで、よろしく頼みます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

すみません。私、この市場は、もちろん食の安全の拠点だったりとか、それから、先ほども防災の拠点、防災の拠点というのは避難だけではなくて、食の部分でのいろんな災害が起きたときのいろんな拠点ということも含めてですけど、あと、雇用の受皿でもありますし、新たに今までの市場とプラス、何か付加価値をつけていくとかということも考えていかなきゃならないんじゃないかなって個人的には考えるところで、先ほども、行政と市場関係者だけではなくて、やっぱり第三者の目をしっかりと入れて、将来的に有効な施設の整備を図るというご意見もあったところで、3市で協議を進められて、来年度、さらに本格的に一段上げて協議をしていくというところの話なんですけれども、協議の仕方であ

ったりとか、1年間協議を3市でされている中で見えてきたものであったりとか課題であったりとか、ここで表明できるものがあれば教えていただきたいと思うんですが。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

現在、調査をしながら、取扱いの物の動きだったり、置かれている立地条件ということも含めて検討します。各2市、残りの鈴鹿市、桑名市についても、先ほどもちょっとありましたが、どれぐらいの取扱いがあるのかというところも今調査しながら、各市にどれぐらい寄与しているかということも含めています。

ただ、卸売市場法の改正って先ほど申し上げたように、基本的に我々3市としては、卸売市場機能というのはやっぱり必要だろうということでの認識はありますけれども、今は市場機能だけじゃなくて、いろんな取組ができます。これはやはり民営化したところのメリットということをやっぴり生かすべく、いろんな取組を含めて、安心、安全な食の流通ということが実現できれば一番いいですので、そういったことの、今、ビジネスモデルであったり、あるいは新たな動きというのがたくさん全国各地で出てきていますので、そういうことは調査をかけながら、来年度、2市と、あと市場関係者の方ともちょっと意見交換をしたり、目的、方向の行き先というのを、絞り込みをちょっとしていきたいというふうに考えていますので、基本的な市場流通ということを考えること、我々3市で踏まえた上で、民間企業さんのほうでそれをどういうふうに展開できるかというところをぜひ一緒に協議をしていきたいというふうに思っています。

○ 中川雅晶委員

本格的に策定するまでに、やっぱりそれなりの時間も必要になってきますよね。先ほども請願者からいろいろ図で示されて、少し先送りできるものもあるかもしれないですけど、今、ある程度応急的に修繕しなきゃいけない部分あると思うので、それも同時にやりながら、一番財政的にも市場的にもメリットがあるような形を模索しなきゃいけないとは思いますが、そういう形で、公として大規模なところの急ぐ部分の修繕とかというのも並行してやっていくというお考えなんですかね。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

やはりどうしても緊急的に手当てしなければいけない箇所というのはあると思いますの

で、それは市場会社さんのほうの話を聞きながら、一定の支援という最小限の支援ということとを並行して行いながら、将来展望というのは描いていこうというふうに考えています。

○ 中川雅晶委員

分かりました。

○ 荒木商工農水部長

ちょっと補足させてもらいますと、今そういう前提で2市と協議しておるということでございますもので、当然修繕費の支援に関しても2市から了解はまだ得られてございません。やはり委員が心配されてみえる、ご懸念されるところの、もう建て替えせんののに何で修繕しないんやというところもやはり各市ございますもので、その辺の兼ね合いをいかに折り合いつけていくかというところについてはまだ了解得られていませんもので、私どもも当然、今後、当初予算にお認めいただければ支援していきたいという感じでございます。以上です。

○ 樋口龍馬委員

商売をする場所という側面があって、その部分に対して賃料が発生したりというのはよく分かる話ですし、施設更新したら賃料に乘せさせてもらおうかという考え方も分かるんですけど、四日市市が市場に求める公共性みたいなものがありますよね。先ほど言った被災時の話なんかで言うと、相馬市の卸売市場が東日本大震災のときには活躍をしてくれたとか、非常電源の供給を行うように仙台や札幌が定めているとか、そういうことを言っていくと、そこに期待している部分というのは公で賄って行ってあげなきゃいけないのかなと。食料の緊急供給時に、後払いでお金を払うにせよ、1回倉庫を開けてくれという話なんかも期待していくのであれば、あそこの上屋が潰れていては何もありませんので、コンクリートの剥離の話なんかも含めて、先ほどの森川事務局長が説明された中に市場の適正規模なんかについても第三者の意見を聞きながらという話がありましたが、どの程度のものが行政的に必要なのかということをしつかりと考えていただきながら、他2市と調整をかけていただいて、まずは安全、安心であることが1番なところに加え、私もパン屋さんをしておったときに、排水溝の動物性油脂の詰まりというのは物すごく大変なんです。もうグリストラップどれだけしたって詰まってくるので。それが42年たちましたって、も

う上屋の価値自体はなくなってきていると思うんですよね。だから底地で一体幾らなのか。こんなことをほかの2市が許してくれるかどうかは分かりませんが、例えばその金額があまり大きくないのであれば、1市で持つことができないのかということも検討はしていただきたいなと思いますし、滋賀の大津の市場が民営化しようとしていて、市長が代わって民営化撤回して、また指定管理に戻して考え方を進めているという話も聞きますし、先般、私たちが視察させていただいた市場についても公設公営でやっていくというお話があったりする中で、民営化の波だとか政府の方針だとかはあったものの、果たしてどういった経営体系が公設市場としてふさわしいのかということについても研究は進めていただきたいなと思うんですが、その辺いかがですかね。

○ 荒木商工農水部長

当然のことながら、今、社長さんお話しただいていましたけれども、私どもとして指定管理の話は、正式には聞いたことございません。ただ、要望とかこういうような会談の中では聞こえてきてございますもので、その辺については我々としても検討していくということは前提なんですけど、ただ、指定管理者制度っていいですよと、やはり公の施設として位置づけていく必要があると。どこの公の施設とするのかということが第一義的に前提となります。

今、従来でいきますと、3市、一部事務組合を組んでいましたもので、その公の施設という位置づけはできていますが、今はそれぞれ共有のものでございますもので、まず、その辺のハードルをくぐらないかんということもございまして。ですので、うかつに我々の方向をなかなか申し上げることはできないんですが、ただ、他2市とも、そういったことも前提に、こういうような要望をいただいておりますということは協議していく必要があると思っております。

本日、提出された請願についても、他2市へは要望は行っていません、聞くところによると。ですので、私どもとして、先行で、この辺をいいだの悪いだのという議論も、なかなか協議上、難しいなと思っております、この辺が現在の取組内容が請願の内容でございますもので、この辺であれば、当然のことながら我々が今やっておりますのが各運営会社さんになかなか伝えられなかった、伝え切れていなかったのかなということも反省しておりますが、この辺の内容では、私どもとしては、請願の内容については全然異議というわけではないんですけれども、指定管理者制度に戻しますとなれば、なかなか難しい、我々と

して、今ここで方向性ないし内々を申し上げるのは、少し控えたいと思います。

以上であります。

○ 樋口龍馬委員

私も四日市市の議員ですので、他市のことについては口を出せませんので、あくまで四日市市の取組として、そういったことも考慮の範囲の中に入れておいてほしいよということ、を四日市市行政にお願いしたいという点と、あと、冒頭に申し上げた、いわゆる市場流通に係る業務以外の公共に資する、期待する部分について、そこは公が担っていくべきではないかというところはいかがですかね。

○ 荒木商工農水部長

おっしゃるとおりだと思います。公で担える部分、例えば学校給食の委託の部分だったり、その辺の食材を集めると。また、ここの施設に関しては、地産地消の拠点というような私どもも位置づけというか、そういったことに持っていくことになろうかと思ひますし、今現在もそういう役割を果たしてもらっていますもので、その辺の部分についていかにどういった形で支援できるか、あるいは協力していただけるのかというようなところは、今後の協議の中で話していきたいというふうに考えます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

石丸社長から、ここの上に書いてある自然災害のことで、内部川のことを話されましたので申し上げておきます。

私、実は内部川沿いで、ここの中川委員も本当にそばで、この洪水についてはすごく神経を使っている2人なんです。もう3年前に、私たちの内部連合で、国土交通省が河川局、そして、沿岸の各大中小の企業のみんな署名をもらって、約7万人ぐらいの署名をもらって陳情しているんです。今、見ていただいてありませんかね。どんどん河川改修が進んでいる。だから、そういう努力も私たちはしていますので、しかと認識しておいてください。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご質疑もないようですので、質疑はこれで終了とします。

感染症拡大防止のため傍聴の自粛をお願いしておりますので、請願者の方はご退出願います。

それでは、当請願について討論、意見の表明等がありますか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

ありませんか。

反対表明がないということですので、簡易採決させ……。

少し待ってください、トイレだそうです。

少しあれですが、先ほどから出ている他の2市と、うちで、四日市のこの委員会、当委員会でこれを採択して、その流れ的にはね、なかなか難しいものが発生するように僕自身は思うんですけど、他の委員はどう考えられるかね。意見だけちょっとお聞きしたいんですけどね。

やり取りを聞いていると、ほかの2市との調整というのが非常になかなか難しいと思うんですけどね。

○ 樋口龍馬委員

今、調査が進んでいることは間違いのない事実ですし、調査に対する予算を四日市が組んだということも間違いのない事実。その中で、市場関係3市で協議をしてほしいということも四日市市に申し入れているのが1点目。

2点目については、現状の劣化の部分であったり安全性について方向性を見据えた市場

をつくり上げていくときには私たちも協議の輪の中に入れてくださいねという請願にとどまっておりますので、私としては、これ、四日市市議会が採択したところで、2市に何らかの影響が及ぶものではないという理解で態度を表明したいと思います。

○ 三木 隆委員長

私自身としては、この委員会で、調査コンサル料を予算つけて、今、商工農水部で実施されておるんですよね。その結果を待ってもどうかなという個人的な意見です。そこらについての皆さんの意見は、ありませんか。

○ 日置記平委員

コンサル料を四日市で費用をつける。

○ 三木 隆委員長

3市でか。

○ 日置記平委員

そうやろう。そんな四日市だけがこれに金を使うっておかしいわな、みんなでやらな。

○ 三木 隆委員長

3市です、失礼しました。

○ 日置記平委員

理解しました。

○ 小川政人委員

別段、請願やでここで採択しても構わへんと思う。あとはあと、よそはよそで、勝手にしてくれる、どうするかということだけであって、組合の請願でも、みんな一応ここで請願として受けて、その後どうなるかは、四日市の委員会が請願を受けたから、じゃ、鈴鹿と桑名はどう考えるかというのは、それはそれで別のことやで。

○ 三木 隆委員長

分かりました。

では、反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

請願第5号北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求めることについては、採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件を採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第5号 北勢地方卸売市場の在り方の調査及び改善・改修のための支援を求めることについて、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

理事者の入替えと、1時間たちましたので休憩を10分程度入れたいと思います。

それでは、理事者の方は入替えということです。ご苦勞さんでした。

11:09 休憩

11:20 再開

○ 三木 隆委員長

予算常任委員会産業生活分科会として、それでは、四日市市市民病院に係る議案の審査に入ります。

まず、加藤事務長よりご挨拶をお願いします。

○ 加藤事務長

昨日までの一般質問に続きまして、本日が予算常任委員会、トップバッターでお世話になります。よろしくお願ひいたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、当院におきましても、10月には外来の一部診療科について、2日間、診療停止というような事態になりました。議員の皆様には大変ご心配をおかけしましたとともに、患者さんをはじめとした多くの方にご迷惑をおかけしたことについて、まずおわびを申し上げたいというふうに思います。

本日でございますけれども、その新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえました補正予算等のご審議、それから、中期経営計画に係る協議会の開催もお願いをいたしておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

議案第55号 令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

○ 三木 隆委員長

議案第55号令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算を議題といたします。
説明をお願いします。

○ 稲垣総務課長

市立四日市病院、総務課長の稲垣でございます。

それでは説明をさせていただきたいと思います。

本日、タブレットにアップさせていただいております予算常任委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

タブレットのトップページの07、12月定例月議会、06産業生活常任委員会、スクロールしていただきまして、一番下の208補正予算資料（市立四日市病院）をお開きいただきたいと思います。

予算書につきましては、令和2年12月補正予算書113ページ、それから、補正予算参考資料につきましては、103ページに記載がございます。

まず、資料の3ページをお願いしたいと思います。

議案第55号令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算でございます。

○ 諸岡 覚委員

もう一回、番号だけもらえます。

○ 稲垣総務課長

番号が07、12月定例会議、06産業生活常任委員会。一番下の208の補正予算資料、市立四日市病院をお願いいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

議案第55号の令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算でございます。

今回の補正につきましては、(2)の補正理由の下のほうですね、ここに記載しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして患者数が減少していますので、入院収益、外来収益について減額をするものです。

一方、国、県からの新型コロナウイルス感染症対応関係の補助金収入の増加が見込まれることから、収益的収入及び資本的収入の補助金について増額をいたします。

また、患者数の減少に伴いまして診療材料費に不用が生じておりますので、材料費につきまして減額するものです。

内容につきましては、資料の7ページ及び8ページでさせていただきたいと思っております。

資料の7ページをお願いいたします。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響による補正の3、内容のほうをお願いしたいと思います。

(1) 入院収益及び外来収益の減額につきましては、その下の表にありますように入院収益が9億6000万円、外来収益が3億6000万円で、合計13億2000万円の減額でございます。

表の右に患者数がありますが、入院、外来とも1割弱の患者数の減となっております。

その下のグラフは、平成29年度から令和2年度の1日当たりの入院患者数、外来患者数のグラフで、黒が令和2年度のものになります。

8ページへ参ります。

(2) 材料費の減額につきましては、患者数の減少に伴う手術や処置等の減少により診療材料費に不用が生じるため、診療材料費を1億6000万円減額いたします。

参考に表の右のほうに令和元年度と令和2年度の手術室における手術件数を挙げております。上半期の6か月で約500件の手術件数の減少となっております。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応関係補助金の収入の増額につきましては、収益的

収入が、医療提供体制の整備に係る補助金収入で7億1000万円でございます。

まず、病床・医療体制等確保確保事業として6億9257万8000円。

内訳は、入院病床の確保に係る事業で5億4881万3000円。これは、新型コロナウイルス感染症の患者の入院病床を確保するのにかかった費用につきまして、空床及び休床になった病床数に応じて補助を受けるものでございます。

救急・周産期・小児医療の体制確保に係る事業で1億400万円。これは、新型コロナ、この感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療を確保するための事業で、通常診療を継続するための経費について補助を受けるものです。

それから、外来診療・検査態勢の確保等に係る事業で3976万5000円。これは、発熱患者の専用診察室を設けまして、発熱患者等を受け入れる体制を取った場合に、その体制の確保に要する経費に対して補助を受けるものです。

次に、防護具、消毒液等の購入で1742万2000円。

内訳は、個人防護具の購入に係る事業で1093万9000円、新型コロナの感染症患者の受入れを行う入院病床で使用する個人防護具、新型コロナ疑いの患者に対する外来で使用する個人防護具の購入費用に対する補助です。

それから、消毒液等院内感染の防止のための物品の購入に係る事業、こちらは、院内感染の防止対策を講じる際に使用する消毒液の経費などの補助でございます。

資本的収入につきましては、医療機器等の購入に係る補助金収入で5284万5000円、内訳は記載のとおりでございます。

収益的収入と資本的収入合わせまして7億6284万5000円でございます。これらにつきまして資料4ページに収益的収支の総括費用、それから、5ページに資本的収支総括表を添付しておりますので、またご確認をいただければと思います。

次は、資料の9ページをご覧いただきたいと思っております。

2、債務負担行為の補正でございます。

8件ございますが、うち7件は、来年度の4月1日から履行期間とします契約を今年度中に締結するということから債務負担行為の補正を行うものでございまして、残りの1件につきましては、来年度の看護師の採用に関する貸付けの募集を今年度中に実施するもので、8件とも今年度中には支出を行わない、いわゆるゼロ債務でございます。

上の表の1の表でございます。8項目ございます。事項と期間、そして限度額の表でございますが、表の下の括弧、補正内容の追加というところからの①から順に説明をさせて

いただきたいと思います。

まず、①建物総合管理業務委託費でございます。病院建物の電気設備、機械設備の維持管理、警備業務などでございます。令和2年度から令和5年度までの期間となっておりますが、債務負担行為でございますので、履行期間としては来年の4月1日からの3年間でございます。限度額は2億8960万8000円でございます。

②清掃業務委託費、病院の清掃業務でございます。これも期間につきましては来年の4月1日から3年間、限度額は4億3272万9000円でございます。

10ページへ参りまして、③感染性産業廃棄物処理業務委託費でございます。これも来年4月1日からの3年間、限度額1億1675万4000円でございます。

次、④のクレジットカードの取扱業務委託費でございます。クレジットカードでお支払いされる患者さんがおみえになります。その取扱い業務の委託でございます。これにつきましても来年の4月1日からの3年間で、限度額2140万円でございます。

⑤の業務・事務処理委託等に関する経費でございます。これにつきましては12項目ございます。内訳としましては、(1)臨床検査業務委託。患者さんから採取した組織や血液などの検査を委託するものでございます。限度額が8973万4000円です。

(2)放射線量測定業務委託。放射線治療を行っておりまして、その部屋の放射線量を測定する必要がありますので、これを測定する業務委託です。限度額172万7000円。

それから(3)洗濯業務委託。白衣や手術着などの洗濯の業務委託です。限度額2793万2000円。

(4)電話交換等業務委託。病院に電話をいただきますと電話交換が出ます。そこからいろいろな部署に電話を取り次ぐことをしていただいています。その委託でございます。限度額が1239万5000円。

(5)インターネットパソコン運用支援業務でございます。当院で使用しているインターネットパソコンやサーバーの修理であるとか、それに対するフォローであるとかの人的な支援の業務委託でございます。限度額が275万4000円です。

(6)超音波画像ファイリングシステム保守業務でございます。超音波画像診断装置から超音波画像を管理するシステムの保守業務の委託でございます。限度額が84万5000円です。

(7)内視鏡システム保守業務でございます。内視鏡部門の画像や術中記録を管理するシステムの保守の業務委託でございます。限度額は319万円です。こちら、システムの更

新時期に当たりますため、履行期間は7か月となります。

8、(9)以降につきましては、10ページの記載となりますが、こちらは、産業廃棄物の廃プラスチック、金属類、ペットボトルの産廃の処置業務委託。それぞれ、廃プラが限度額825万円、金属類が限度額36万3000円、ペットボトル限度額42万6000円、そして、事業系の一般廃棄物の処理運搬業務の委託が816万8000円。

最後に、一般古紙のリサイクル処理業務委託。限度額8万8000円でございます。

この業務事務処理委託と12項目につきましては、全て来年4月1日からの1年間のもの
でございます。

そして、⑥事業用の機器等の運用経費でございます。これにつきましては3項目ござい
まして、期間は、それぞれ分かれております。

まず、(1) 新生児ベビー服貸借。新生児の赤ちゃんのベビー服です。1年間の限度
額175万1000円でございます。

それから、(2) 寝具貸借。入院、外来、透析患者及び当院の医師などの当直者用の
寝具の貸借でございます。3年間の限度額7694万7000円でございます。

(3) 輸液ポンプ・シリンジポンプ貸借でございます。輸液ポンプは、患者さんに一
定量、一定速度で薬液を投与する必要がある場合に使用される機器で、いわゆる点滴です
ね、弾力のあるチューブを使用して薬液を投与する際に使用されるものです。シリンジと
いうのは注射器のことで、チューブではなく、剛性のある注射器を使用することで、少量
でより正確な投与ができるものです。このようなポンプの貸借で、機器の耐用年数が6
年ということで、6年間で限度額823万7000円でございます。

次に、⑦事務用機器等運用費。これにつきましては、コピー機でございます。3台で
ございますが、使用会社により3年間と5年間に期間が分れております。(1) 図書室で使
用するカラーのコピー機が3年間で限度額308万5000円。(2) 医局で使用するモノクロ
のコピー機。5年間で限度額50万9000円。看護部で使用するカラーコピー機で、3年間で
限度額95万8000円でございます。

12ページへ参ります。

⑧就職準備資金貸付事業費です。来年4月からの1年間でございます。限度額1800万円
でございます。当院に就職していただく看護師さん、助産師さんへの就職準備のための貸
付金として、1人につきまして30万円、60人分を計上しております。これにつきましては、
3年間、当院にお勤めいただけたら返還免除となります。

13ページは、参考といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応の状況を挙げております。

1番が、マスク、消毒液等の保有状況につきまして、こちら、表に記載のとおりでございます。

それから、2番といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員の感染危険手当につきましては、11月支給分までの実績といたしまして、延べ2560人に対して1018万5000円を支給しております。

3、新型コロナウイルス感染症対策従事者用宿泊施設借り上げ費用につきましては、10月までの利用実績分といたしまして、延べ404人分、177万7600円を支出しております。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。冒頭で看護師さんの感染の話題に少し触れていただいて、やっぱりその診療科にかかっていた方たちの中から、私はね、本当かうそか分からないようなちょっと心ない言葉も聞かされたりはしてきました。多分ほかの議員さんも同じだと思うんですけども、ストレス発散で遊びに行っ、感染して迷惑をかけたんだみたいな話が出たり、もう本当にうそか本当かも分からんようなことで。多分、気持ちも物すごくしんどいと思うんですよ。今、勤めている皆さんも、しんどいんだろうなということが予想できるわけですが、今回の補正の内容を見ていても、医療従事者に関するメンタルケアのようなものが含まれていないように思います。ちょっと本補正から大きくずれるということであれば委員長のほうで整理をしていただけたらいいと思うんですが、現状の医療従事者に関するメンタルケアについて、ご説明いただけないでしょうか。

○ 稲垣総務課長

医療従事者の方のメンタルケアにつきましてご質問いただきました。

特に看護師、実際にコロナの入院患者さんの対応に当たっている看護師につきましては、

特に、そういった感染に対する心配であるとか、いろいろ気をつけないといけないというそういうところがございまして、看護部長、それから看護部の次長が定期的に面談をしまして、看護部から聞いておりますのは、看護部長が今年度入ってから2回、次長は1回、面談を全員に、コロナの入院患者に対する職員全員には面談をしていると。

それから、適宜それとは別に声をかけるのと、病棟の師長さんも、適宜いろいろと相談に乗っているということで聞いております。

それから、あと、日本看護協会のほうで、メールでそういったコロナ対応に従事している看護師さんのいろんなそういうメンタル面の相談といたしますかそういったことをやっただけでいるということ、看護部長のほうから職員のほうに案内をして、実際ちょっとどの程度利用されているかというのは、相談したかどうかというのは、そこまでの確認はしておりませんので分かりませんが、そういったことを一緒に。

それと、あと、主として人事課が心の健康相談室、こちらをやっておりますので、臨床心理士さんに相談ということで、こちらのほうも案内をしているという状況で。こちらもちょっと利用状況につきましては確認をしないということになっておりますので、ちょっと状況につきましては、申し訳ない、ちょっと把握はできていない状況でございます。

以上の状況でございます。

○ 三木 隆委員長

樋口委員、もう最後として、この補正に関する。最後です。

○ 樋口龍馬委員

この前、偶然ちょっと家族で食事に行ったあまり大きくないお店の中に市立四日市病院の看護師の方がみえて、その人のしゃべっている内容が耳に入ってしまったので、そんなもん上司に相談って言ったって、できる相談とできやん相談があるわな、よけいストレスたまるわみたいなことを言っているのが聞こえたんですよ。ほかの病院とかだと、きっちりした専門家が入ってきて相談等を受けてもらっているのに、市立四日市病院はそういうことをしてくれないということ、ちょっと愚痴を友人に言ってみるのが耳に入りました。多分、その声なんだろうなと思って確認をさせていただいたんです。なかなか厳しい状況ですので、もう今補正に関係ないのでね、この程度にとどめますが、少し実態の調査が必要なんであれば調査をしていただいた上で、場合によっては2月にでもそういった補

正も上げていただけるような環境であったり、既存の予算の中で流用できる部分があるのであれば流用していただくと、してもらおうということが必要かなというふうに思いますので、これは意見としてとどめさせていただきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

これ、清掃業務委託費ですけど、通常の清掃委託で、このコロナの関係とかで付加があるとかって、そういうのはないんですか。

○ 今村施設課長

施設課長の今村でございます。

今回の清掃業務委託につきましては、通例の清掃管理という形、それから、廃棄物を分けることとかそういった形のほうになっておるんですけど、ただ、今現在のところにつきましては、そういった専門業者のところで各コロナの病棟につきましては清掃をやっていただいております。全部全て着替えた上で看護師さんのほうに確認をしていただいて、これやったら大丈夫という形のほうのここを見ていただいた上で、それから、もうやる範囲について、これ以上は近づかないでくださいとか、そういうことも細かい指示の上で感染的な形についてはできるようなスタッフに特別にやっていただいております。

○ 中川雅晶委員

この今日頂いた業務委託とは全く別の業者で、別にいらっしゃるということですか。

○ 今村施設課長

別ではなく、今のところ、今後のところについても、そういったところではできるところをということで、3年間の債務のほうで選定をさせていただきたいという形のほうで考えております。今現在は、今のところやっていただいております。

○ 中川雅晶委員

ということは、それも含めた清掃の委託になるって言っているということですね。

○ 今村施設課長

そういうことでございます。

○ 中川雅晶委員

分かりました。

このクレジット利用取扱業務委託費というのは、これ、3年間で2140万円と、これ、どんな根拠というか、この委託費の根拠というのは。

○ 西山医事課長

医業収益計画値に、クレジット収益費と委託手数料見込みということで0.7%を掛けまして、大体毎年700万円ぐらい。令和3年、令和4年、令和5年で、令和4年度、令和5年度については、少しちょっと収益も上がっていくということで、3か年で2140万円でございます。手数料は、0.7%でございます。

○ 中川雅晶委員

そういう意味ね。ざっと売上げというか診療費の0.7%を大体基本にして、3年間での合計の金額がこれぐらいということですね。

○ 西山医事課長

そのとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

分かりました。

それと細かいところなんですけど、事務機器等の運用経費というところで、コピー機3台それぞれの部署でなんですけど、医局だけモノクロなんですけど、これ、別に何か意味が。そんなカラーが必要ないということで。

○ 稲垣総務課長

ふだん医局で使うのにモノクロで十分ということ。あと、カラーが必要であれば、図書室が医局のすぐ近くですので、こちらでカラーができますので、できるだけその近いところでということでもノクロコピー機、別に設置しております。

○ 三木 隆委員長

他にございますか。

○ 小川政人委員

8ページなんだけど、この超音波画像、8ページの国庫補助金というのは、これはコロナ関連のということ。

○ 稲垣総務課長

超音波の画像診断装置。コロナの関係で使用するものということで、これに限定しているわけではありませんけれども、コロナ用ということで購入をしております。

○ 小川政人委員

人工呼吸器も。

○ 稲垣総務課長

人工呼吸器も、そうです。こちらに挙げているものにつきましては、専用というわけでは決してありませんけれども……。ECMOは専用になります。

○ 小川政人委員

それで、そういう機器が入って、まだ受入れ患者数って変わっていないのか。前、2床とか何とか言うておったやんか、県が認めておるのは。それは、まだそのままなのか。

○ 稲垣総務課長

受入れ病床につきましては、2床プラスアルファということで受入れをしております。

○ 小川政人委員

うちの娘と女房がお世話になったから文句は言えんけど、結構広いと言うておったもので、まだ入れるスペースはあるみたいな気がしたんやけど、看護師さんとかお医者さんからは別やけど、もうちょっと受入れ、行けるのかなと思って見ていたんやけど。その辺、どう。

○ 稲垣総務課長

今でも、任意でということでは一般質問の中で答弁でもさせていただいております。スペース的にはということなんですが、今ちょっと小川委員さんがおっしゃられたように、スタッフの問題、よくテレビや新聞などでも出ておりますけれども、ベッドがあるから、じゃ、全てその分だけ受けられるというわけではございませんで、患者さんの重症の程度、症状の重い方ですと、やはりスタッフがその分必要になってまいりますので、いくらでもというわけではありません。

○ 小川政人委員

それで聞くんやけど、看護婦さんの貸付金が、今度出ていますやんか、負担行為で、60人分、30万か。これは、いつもの年と同じでしたか。それも、そういう人手不足も考えて、もっと増やすという気はなかったのか。

○ 稲垣総務課長

こちらの60人分ですけれども、今年度、採用試験を実施いたしまして、来年4月採用予定が、今のところ合格を出しておりますのが56人です。それに合わせた枠でということでは60人という設定をさせていただいております。

看護師につきましては、ICU、HCUの工事、今やっております、それがまた稼動ということで、今年の2月定例会議会のときに、条例定数のほう改正ということで、看護師34人分という枠をちょっと広げていただいたところがありますので、それに併せて増員という形で、例年よりはちょっと多めに採用ということになっております。

○ 小川政人委員

そこにずっと、こういうのがあると、マンパワーが不足してくるとというのが一番大きな

問題になると思うんですけど、それは、恒常的に今まで人減らし過ぎたって、市立病院はそんなことないのかも知らんけど、人手不足のところが目立ってくるようなところがあるもんで、その辺、もう少し。そうすると、仕事も、1人の負担も少なくなるもんで、もう少しICUだけじゃなくて、コロナ関連でも増員をするような検討をできたらしてほしい。

○ 三木 隆委員長

要望ですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 日置記平委員

このコロナ禍で、何ページかで、入院患者数と通院患者数のグラフが出ていましたね。僕、計算したら、昨年との比が25%ぐらいかなと思ったら、あれ、12%という減少率。この12でしたか、今、説明があったの。これは入院なのか外来なのか気がつかなかったけど。

○ 稲垣総務課長

先ほどご説明させていただきました、どちらも1割程度ということで。ちょうど、その7ページの表の上ですね。患者数で、一番右のほう、表の右のほうに当初予算と補正後ということで、当初の見込みと補正後という形でしております。大体どちらも1割程度の減少ということで、上半期の実績で見込んでおります。

○ 日置記平委員

実は私の予測では3割か4割ぐらい減少していたんではないかなという勝手な判断していましたが、これぐらいの減少で済んだということですが。

例えば、一般の開業医の皆さんは、大体これぐらいとってみえますか、どんなのです。

○ 稲垣総務課長

申し訳ありません、ちょっと開業医さんの患者さんにつきましても、すみません、こちらも把握ができておりませんので、これも一般的にそういう報道されている内容でのお答えになってしまうんですけれども、開業医さんによっては、その診療科にもよるようなんですけれども、かなり半減近いとかそういったことも報道されているかと思います。ごめんなさい、ちょっとデータがなくて申し訳ありません。

○ 日置記平委員

多分僕も半分ぐらい減っているんだろうと。でなかったら、開業医の皆さん方の経営危機というところへ行かないし、そこがちょっと心配をしていたところなんで、市立病院が10%強で済んだということは大変ありがたいことだとはいうふうに受け止めたんですが、その反面ね、一般開業医のところへ行かないで総合病院へ通った部分が増えたのか、その辺のところは分かりませんが、とにかく数字だけを見て、そんなことを思いました。

よろしいか、引き続きで。

○ 三木 隆委員長

はい。

○ 日置記平委員

それから、特にコロナの感染のいろんなこのマスクだとか衣類だとかというのを、産業廃棄物処理の事業所に委託するのは当然なんだけど、それから先、どこかの埋立地に山積みになっておらへんかとかというので、ちょっと心配になったので、その辺のところは追跡調査をして、恐らくきちとした指導は焼却だろうと思いますが、安全な体制だけは取っておいてほしいと思いますが、その辺のところは、どうでしょうね。

○ 今村施設課長

産業廃棄物のことにつきまして、施設課長の今村です。

その追跡調査のほうにつきましても、どこに廃棄物を最終的にどうなっておるのかという形についても、チェックのほう、最終的なところは確認をさせていただいておりますの

で、どこかで途中で消えていったということがないようにという形のほうは、十分に気をつけております。

○ 日置記平委員

廃棄物、捨てたところから、また感染者が出て、実はこれは市立四日市病院だったというマスコミの話題になることを非常に危惧しますので、よろしく頼みます。

以上。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予副委員長

すみません、この電話交換業務なんですけれども、これは1200万ぐらいついていますけど、この電話交換の方というのは、大体何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○ 安井総務課総務係長

総務係長の安井です。通常3名で電話交換をやっております。ただ、月曜日だけは郵便物がちょっと多いものですから4名になることがありますけれども、基本は3名でやってございます。

○ 笹井絹予副委員長

ありがとうございました。

○ 三木 隆委員長

他にございますか。

○ 日置記平委員

質問ではありません。最後の頃だと思しますのでね、この場を借りてね、一般議会中には保健所に対する皆さんにご苦労さんと言う議員が多かったけど、皆さんに対する日頃ご苦労さんですという言葉が少なかったんで、私からは声を大にして、病院というのは一番

大事であってね、もう本当にね、保健所と病院のメンバーが違う、構成比率が違うからね、だから、それだけに市民、あるいは北勢このエリアの期待度が大変高いわけなので、その点、院長から事務長、そして、総婦長のメンバー皆さんが大変ご苦労なさったし、これからもまだまだ苦労していただかなければいけないので、どうかひとつよろしく願います。

○ 三木 隆委員長

別段他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは、採決後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決させていただきます。

議案第55号令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら、挙手にて

ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、全体を送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第55号 令和2年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

11 : 55 休憩

12 : 14 再開

○ 三木 隆委員長

産業生活常任委員会所管事務調査として、市立四日市病院次期中期経営計画について取り扱ってまいります。

令和元年度決算常任委員会の提言事項である救命救急センターERの体制充実については、あらかじめ具体的な説明を求めたいと思います。

○ 稲垣総務課長

救急救命センターERの体制の充実につきましては、先ほど職員数の考え方ところで救急専従医の増員配置と申し上げました。現在、救急の専従医は2人でございまして、ほぼ日勤帯に配置しております。これを、土日祝日を含めた準夜帯まで配置しようとする、あと2人必要になってくるということで、これ、今までの委員会などでもお話のあったところなんです、これにつきましては、大学医局への配置のお願い、それから、院内の若手医師の育成などと確保に取り組みまして、2人増員配置をしていきたいというふうに考えております。

それから、こちら本冊のほうにも記載しておるんですけども、重症及び複数の診療科領域にわたる急性期の病態、こちらに対応するために救急医と各診療科の専門医との連携

を強化してまいります。

それから、救急搬送前からの救命救急体制の充実を図るために、当院の救急ワークステーションの救急救命士に対しまして救急医療専門医が指導を行うこと、そういったことなどによって救急隊との連携を強化していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

他の内容も含めて、ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 中川雅晶委員

続けて申し訳ないんですが、この入退院支援の窓口と地域連携室の窓口、二つ設けるというようなイメージで先ほど説明を受けて、もちろんそれは、医療ソーシャルワーカー等と連携しながら入院から退院までの支援をしていきますよという話なんですが、患者さんの側から見れば少し混乱しないかなと思うんですが、窓口、二つに分ける……。例えば中において退院支援とか入院支援と違って分けるのはありかなとは思いますが、最初から入り口を分けてしまうというのは、ちょっとどうなのかなと思ったりするのですが。

○ 稲垣総務課長

先ほど私の説明が分かりにくくて誠に申し訳ありません。出向いてという言葉を使わせていただいたんですが、場所がちょっと近くではあるんですけど通路を挟むような形を想定しておりまして、実際の運用組織につきましては、令和6年度の開始ということで、細かいところが、まだ決まっていないところがあります。なので、組織的なところも、一つの大きな部署とするのか、あるいは、大きな塊の中にぶら下がるというか二つの部署という形で、その入院支援と退院、地域連携の医療相談センターがぶら下がるのか、あるいは、もう、先ほど言ったように別になるのか、その辺り、まだちょっとこれからちょっと詰めていくこととなります。

○ 中川雅晶委員

よく分かりました。令和6年、大分先なので、もうちょっと急いでもらってもいいんじ

ゃないかなというのの一つありますけれども、ただ、その市民の方、患者さんが、入院される前にどのような生活をされていたのかということから退院後の生活を想定して一連で支援していくという考えは、私もそれがもう本当にいい方向やと思いますので、よりスムーズに仕事ができるように体制整備を図っていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 三木 隆委員長

私のほうから、委員会として救命救急センターERの体制充実ということで、医師2名不足分のところを改善していただけたということは大変ありがたく思いますし。

それ、もう、その4名体制ですか。医師2名、2名の。2名追加する。どういうふうに、昼間と土日と分けるんですか。

○ 稲垣総務課長

昼間と土日と分けるというよりも、日勤帯と、それから準夜帯。日勤が8時30分から5時15分が日勤帯。それから、準夜帯といいますが、勤務時間帯が引継ぎなどの関係がありまして重なりますけれども、16時30分から深夜の1時15分、その勤務時間帯に救急の専従医を配置していきたいと、そういったことをございます。少なくとも誰か1人はいるようなそういう状態で配置をしていきたいというふうに考えております。

○ 三木 隆委員長

その体制は、いつから実行されるんですか。

○ 稲垣総務課長

すみません。まだ、これ、確約ができる状態ではなく……。

○ 三木 隆委員長

何だ。

○ 稲垣総務課長

今までの委員会でもお話、院長も努力していますが、なかなかその救急の専門の先生というのが少ないということもありまして、院長も大学医局の教授のほうへいろいろお願いしている、なかなかちょっと確保に至っていないということがあります。

あと、院内の若手の医師を何とか育成して、そういう希望者がいるのかというと、今それを、実際に希望者の当てがっているといったそういった状況ではありませんので、何とか、この第四次の計画実現のため努力をしていきたいとそういうことで、いつということとは、申し訳ありません、もう今、申し上げられない状態でございます。

○ 三木 隆委員長

ぜひともそういう体制づくりを早急をお願いして、これは要望としておきます。

他に意見ありますか。

○ 小川政人委員

救急救命センターでも、軽症者というかそんなに重症でない軽い人が多いと思うんやけど、それは、割合はどんな割合。

○ 三木 隆委員長

答えられますか。また、資料でも出していただけますか。

○ 稲垣総務課長

うちは、当院は1次から3次まで受け入れておりますので軽症者から重傷者までということなんですが、しかし、今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので……。

割合としては軽症の方が、実際に救急車といいますか、動くに歩いてお越しいただく方が多いですので割合としては高いと思いますけど、ちょっと数字データを持っておりませんので、申し訳ありません、また改めてということをお願いをしたいと思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

先ほどの救急体制で、なかなか救急の専門医というのは、確保が非常に難しいという話は以前から、お伺いをさせていただいて、ただ、どうしても救急の医療って、若いドクターが、特に深夜帯なんかはもう対応されていて、そういうときに事故とかが発生する可能性とかというのも否めないというところで、連携体制をどういうふうに組んでいったらいいかというところで、それぞれの専門医なりとか、もしくは、もう少しスキルの高い先生に相談をできるとか、そういう連携体制をどう組んでいくかということも、前、委員会の中では少し話になっていたかなと思うんですけども、ICTを活用して、わざわざ院内にとどめおくというわけではなくて、そのICTを活用したりとかバイタルデータとかを交換する中において適切な指示を受けたりとかというような救急医療に対する連携体制の構築、また、専門医との連携体制の構築とかということも考えていただいたほうがいいんじゃないかなって思うんですが、その辺りはどうですか。

○ 稲垣総務課長

今までも、この委員会のほうでいろいろ議論をいただきまして、研修医も当然、その救急医療を主力として当たっているんですけども、それを研修指導²するための上級医も配置しておりまして、あとは、内科それから外科、それぞれ当直者がおりまして、あと、診療科も産婦人科、それからNICU、小児科医のほうも当直がございますので、そこへの相談、必要に応じて待機をしている各診療科の専門医がおりますので、必要に応じて呼び出して対応すると、そういったことができる体制にはなっております。よりよい体制、今はそういう形でやっておりますが、やはり救急専従医、先ほどちょっとお話ししましたけれども、それが準夜帯まで配置できれば、深夜帯にお見えになる患者さんは、やはり多くはないですので、できればそこまで配置したいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

何となくイメージ、これは問題だなれば、ちゃんと相談する連携は、体制は出てきますよと。ただ、でも、これはもう判断で大丈夫やと思った場合にそうではなかったというケースがアクシデントにつながっているというところになると、やっぱり救急医の専門医をちゃんと配置することがベストじゃないかというご意見ですよ。なるほどね。なかなか難しいところですけど、そういう方向を目指さないと、ゼロにはなかなかならない可

能性があるのかなというところの話ですね。分かりました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

山口の周南病院やったと思うんやけど、前に視察に行ったときに、小児科やったと思うんだけど、町医者の人たちをうまく巻き込んで、町医者の人たちが夜間外来で診てくれるんやわな、周南病院の中でね。そういうような協力体制というのを。やっぱりなかなか救命医って、夜間も勤務するというのは大変やろうと思うで、なかなか集まらんけれども、そこは、周南病院の場合は、地域の小児科医の人たちと連携をして、夜間とか日曜に当番制みたいな形で来てもらって、それが市立病院でできるのかできやんのかは知らんけど、そういうようなことも考えてもろうたらええのかなと思うんやけど。その辺、また、一遍、周南病院で勉強して聞いてもうて。

○ 三木 隆委員長

要望でよろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

患者満足度の向上の部分って、この前、竹野議員も一般質問していましたけれども、うちの父も、ちょっとここんところお世話になって入院させてもらっているんですが、Wi-Fi 欲しい人、結構多いのかなと思うんですけども、どうなんですかね。こういう経営計画の中に入れるほどのものではないのかな。

○ 加藤事務長

病棟へのWi-Fi整備ということにつきまして、先般の竹野議員の一般質問でもご答弁申し上げました次第でございますけれども、現状、個室のインターネット接続環境しかない中で、現在コロナ禍における面会禁止ということで、面会に来る人と会うこともできない、いろいろと行動も制約される中で、ご不便、ご不自由、また、寂しい思いもされている入院患者さんもいらっしゃると思います。そういった中で、Wi-Fiを整備することによって今まで以上にスマホなりタブレットを使った面会がしやすくなるんじゃないかという認識を持っておりまして、医療機器等への制約がない範囲ということでご答弁させていただきましたように、病棟のデイルームと私ども呼んでおる面会コーナーに、各病棟1か所ずつ程度、できるだけ早期にWi-Fi環境を整備してまいりたいというふうに考えておるところでございますわ。

○ 樋口龍馬委員

できるだけ早期だから経営計画に入れるほどのことはなく、迅速にやっていただくということですね。

○ 加藤事務長

そのとおりでございます。

○ 樋口龍馬委員

あと、ちょっとこれもまた入院している人の満足度に係る、やっぱり外に出られない病棟ってあるじゃないですか。外に出られない病棟のときの、結構……。僕だけなのかな。父親の保険証を預かって行って、下に持って行って、また父親のところに持っていくというのが結構大変なんです。でも、本人は、持っていけるものなら持っていきたいけど、外に出させてもらえへんもんで持っていけへんのやわなというのがあったり。あの辺って、全然そういう患者さんからは、あんなものでいいのか……。

ほかの病院って、どうなっておるんですかね。

○ 西山医事課長

医事課長、西山でございます。

一部の診療科については、患者さんの病棟外の外出が制限されているところがございます。今後、ご意見を踏まえまして、マイナンバー等の利用で健康保険証の制度もかなり変わると考えられます。そういう制度変更の中で、この問題についても解決の方向に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

声がね、なければ、特段配慮してもらわなくてもいいのかもしれないですけども、私はちょっと面倒やなと思うことがあって、それによって支払いが遅れていくときもあるんですよ。私も営業時間内に行けないと支払いができないので。おやじ、もうそんなもの、俺のカードを置いておくで勝手に切っておけよと言ってよしんば渡したとしても、そもそも外に出られんということがあるので、一度、そういう制限病棟に関してどうなんだという事は調査していただいて、経営計画の中に入れよとは言いませんけれども、先般の自動支払い機の話も含めて、利便性を向上させていってもらうとありがたいなと思います。意見で。

○ 三木 隆委員長

本件につきましてはこの程度にいたします。

これで市立四日市病院に係る議題は全て終了しました。お疲れさまでございました。

委員の方は、13時半再開でお願いします。

12：30休憩

13：30再開

○ 三木 隆委員長

午前中に引き続き、予算常任委員会産業生活分科会として会議に入ります。

それでは、市民文化部に係る議案の審査の前に、まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

本日は、一般会計補正予算等の議案をはじめ、所管事務調査が1件、協議会2件についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第12目 あさけプラザ費

第19目 文化振興費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 三木 隆委員長

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民文化部所管部分を議題といたします。

説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長の中根でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットをよろしくお願いいたします。

07、12月定例月議会、06産業生活常任委員会、107令和2年度12月補正予算参考資料をお願いいたします。107の令和2年度12月補正予算、参考資料でございます。

よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

お願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

私からは、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費関係部分の補正予算についてご説明をさせていただきます。

103分の20ページをお願いいたします。103分の20ページでございます。

楠交流会館管理運営でございます。

コロナ禍の中、施設を利用される方の衛生面への意識の高まりもございまして、楠交流会館の中にごございます図書室を安心してご利用いただけるよう、紫外線照射及び送風機能により図書の除菌並びに清潔を保持する図書除菌機1台の導入をお願いするものでございます。より清潔な状態で安心して図書をお借りいただけるような環境を整えてまいりたく、補正予算額は110万円でございます。

○ 杉野あさけプラザ館長

失礼します。あさけプラザの杉野でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、補正予算書、参考資料103分の21ページをご覧ください。施設管理運営費、あさけプラザをご覧ください。よろしくお願いいたします。

内容といたしましては、二つお願いするものでございます。

まず、一つ目として、あさけプラザ図書館への図書除菌機1台の導入をお願いするものでございます。先ほどの楠交流会館図書室と同様に環境を整えてまいりたいと考えております。補正予算額は同じく110万円でございます。

次に、二つ目といたしまして、赤外線カメラ検温アラームシステム1台の導入をお願いするものでございます。

あさけプラザでは、イベントや自主事業の際に市外も含めて多くの方々にご来館いただいております。機器により発熱者を自動検知し、感染拡大のリスクを少しでも低減させるような環境を整えてまいりたいと考えております。補正予算額は75万円でございます。

以上、合わせまして185万円の補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○ 中野文化振興課長

文化振興課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、少しお戻りいただきまして、18ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による減額補正につきまして、文化振興費の減額についてご説明申し上げます。

新型ウイルス感染症拡大防止のために中止となりました事業費の減額補正のうち、ご覧いただいております18ページの表中の総務費と書いてございますすぐ右隣、担当課の4行目でございますが、こちらに文化振興課、事業名、四日市ジャズフェスティバル支援事業費とございます。同事業は、四日市ジャズフェスティバル開催に当たりまして、より集客力のあるゲストミュージシャンの招聘や、そのための優れた音響機器等の設営、警備の強化などの内容充実について補助金による支援を予定しておりましたが、今年度開催予定でありました第9回の四日市ジャズフェスティバルが中止となったことから、同補助金120万円の減額を行うものでございます。併せて、同補助金の財源であります文化振興基金繰入金につきましても減額となるものでございます。

説明は以上でございます。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

引き続き、ページ大分飛びまして、52ページをお願いいたします。52ページでございます。

市民文化部に係る債務負担行為の補正についてでございます。

この債務負担行為の補正につきましては、契約期間を令和3年4月1日からとするものにつきまして今年度中に入札などの手続を行い、契約をする必要があるものについて予算措置を行うものでございます。順次ご説明をさせていただきますが、市民文化部におきまして、新規事業に係る債務負担はございません。

まず、52ページでございます。

地区市民センター及び楠交流会館機械警備業務委託費でございます。

各施設の職員が不在となる夜間や休日の時間帯におきまして、施設の安全確保を目的として機械警備業務を委託するものでございます。限度額は742万5000円。期間は、令和2年度から令和7年度まででございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

あさけプラザ総合管理業務委託費でございます。

あさけプラザにおけます施設整備の運転管理、館内及び敷地内の清掃業務、警備業務な

どに関する総合管理業務委託を行うものでございます。主な業務内容といたしましては、資料に記載のとおりでございます。限度額は9600万円。期間は、令和2年度から令和5年度まででございます。

54ページをお願いいたします。

なやプラザ機械警備業務委託費についてでございます。

なやプラザの職員が不在となる夜間の時間帯におきまして、施設の安全確保を目的として機械警備業務を委託するものでございます。限度額は46万円。期間は、令和2年度から令和7年度まででございます。

59ページをお願いします。

オンライン入出力及び窓口業務委託費についてでございます。

この債務負担につきましては、市民課におけるオンライン入出力及び窓口業務について、現在の業務委託契約が令和3年9月末で終了することから、引き続き令和3年10月から3年間の委託契約を行うものでございます。委託内容といたしましては、戸籍住民基本台帳事務に関する端末入出力業務及び一部の電話対応業務や、証明窓口に関する受付業務など資料に記載のとおりとなっており、限度額は2億2200万円、期間は、令和2年度から令和6年度までとなっております。

ページ飛びまして、次に、80ページをお願いいたします。80ページでございます。

80ページにつきましては、施設保守管理委託等に要する経費の一覧でございます。市民文化部関係の内容につきましては、81ページをお願いいたします。

81ページ上段に記載の市民生活課の楠交流会館定期清掃業務委託、82ページになりますが、上から市民生活課の市民生活課分室、楠交流会館、中部地区市民センター、楠地区市民センター、自家用電気工作物保安管理業務委託、以下22地区市民センター定期清掃業務委託、中部地区市民センター清掃業務委託、中部地区市民センター管理業務委託、続きまして、83ページでございますが、83ページ上から、あさけプラザ冷暖房機器保守点検業務委託、一つ飛びまして地区市民センター市民窓口サービスセンター、市民課のレジスター保守点検業務委託となっております。

続きまして、89ページをお願いいたします。

89ページは、業務事務処理委託等に要する経費の一覧でございます。

市民文化部関係の内容につきましては91ページになりますが、91ページ一番下の市民生活課のモバイル端末機による遠隔通訳サービス業務委託、92ページ、上から、市民生活課

の外国人市民向け生活オリエンテーション事業業務委託、男女共同参画課の働く女性、働きたい女性のための相談事業業務委託、その下の、男女共同参画センター夜間会館管理運営業務委託、93ページになりますが、市民課の市民窓口サービスセンター現金輸送業務委託がございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 中川雅晶委員

楠交流会館とあさけプラザのこの図書の除菌機ですけど、これって、1回にどれだけの……。これはあれか、例なんで、これから購入するんですよね。どんなものを想定されているんですかね。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

こちらにつきましては、6月ですか、市立図書館におきましても補正予算のほうでお認めいただき導入をさせていただいている次第でございます。図書館の例で言いますと、同時に6冊入れて、風といいますか、ぱらぱらと本がひらめくという形で30秒ぐらいかかるようなものということだと思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

じゃ、市立図書館と同じタイプということで、6冊程度で。

これ、市立図書館もあるのであれですけど、購入したほうがメリットがあるんですね。例えばリースとか、その費用対効果とかというのを検討されたりとか。図書館は購入しているんですよね、多分ね。何て言うたらいいのか……。ちょっと今、ネットで見ただけでも、これは予算なので必ずしもこの金額ではないとは思いますが、もう少し安い金額で、今、見ているだけでもぱっと出てくるので、そこもリースを選択していたりとかというのが散見されると、金額的にどうなのかなとか、リース契約もありなのじゃないのかな

ってつい思ってしまっていて今お伺いしているんですが。そうではないという意味決定をされたので、その理由を教えてください。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

これにつきましては、紫外線と風というところで、そんなに壊れるというものではなく長期に利用ができるというところで、今ちょっと比較の金額の持ち合わせがありませんが、購入ということで今は考えております。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

他に。

○ 小川政人委員

ちょっと話が違う……。着々とコロナ対策の設備はしていってもらうんやけど、例えば、この間、自治会の席で話が出たんだけど、地域の集会所とかそういうところがこれから寒くなってきて、従来の暖房だけではその部屋を窓を開放して会を開くとあかんで、こういうものの手当てをするのに補助か何かないのかなという話が出ておったんだけど、そういうことは考えておらんの。まず、市の施設だけ考えておるのか、ちょっと教えて。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

小川委員がおっしゃる自治会でのコロナ対策ということですが、現在、市民文化部、各自治会を回らせていただいて、各単位自治会の意見も聞いておるというところで、センターの利用も多いんですが、集会場等に出向かせていただくところございます。そういった中では、窓を開けて換気ということで、これから寒くなってきますと換気して一遍開けると、次、暖まるまで大分時間がかかるということで、そういうご不便というかそういうことはあるんですが、現時点で私どもがその補助というのは、まだ検討していないというのが正直なところでございます。

○ 小川政人委員

分かるんやけど、やっぱりしたってもらわんと、もう冬を越したら間に合わへんで。特

に、暖房器具、備えつけはあるんやろうけど、容量がそれで足らもんで、その辺の手当てを何か自治会も考えるやろうと思うけれども、やっぱり急な出費やで、補助制度か何か考えてほしい。

○ 三木 隆委員長

要望でよろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他にありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第2条債務負担行為の補正中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら、挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 三木 隆委員長

それでは、全体送りはなしとさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 三木 隆委員長

次に、理事者の入替えがあるそうです。少ししばらくお待ちください。

議案第57号 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について

○ 三木 隆委員長

次に、産業生活常任委員会に切り替え、議案第57号四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原と申します。よろしくをお願いいたします。

客引き行為等の防止に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

資料につきましては、タブレット、07、12月定例月議会、06産業生活常任委員会、003市民文化部追加資料をお願いいたします。産業生活常任委員会関係資料となります。003市民文化部追加資料です。

この資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか、お願いします。

○ 宮原市民協働安全課長

では、まず、資料の1、概要についてでございます。

現行条例の四日市市客引き行為等の防止に関する条例では、三重県条例の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、いわゆる迷惑防止条例で規制されていない、キャバクラ、ホストクラブの誘引、客待ち、異性によるマッサージの客引き、客待ちについて規制をしているところでございます。

しかしながら、条例制定当時と比較いたしますと客引き行為を行う業種等に変化が見られ、市条例で規制対象となっていない居酒屋などの客引きが増加し、現行の条例では対応困難な場面が発生しており、市民や来街者の皆様に不安を与えている状況が生じております。

このような中、昨年9月には産業生活常任委員会において当案件につきまして所管事務調査で取り上げていただき、また、諏訪栄町・西新地地区防犯協議会等から市議会へ客引き条例の強化を求める請願が提出され、市議会において採択されたところでございます。

また、来年には三重とこわか国体・とこわか大会が開催され、全国から多くの方が来街されますことから、これらの状況を鑑み、当条例の一部を改正することによって市民など多くの皆さんが安心して利用することができる快適な環境を確保し、状況を改善いたしたいと考えているところでございます。

次に、2の改正の概要についてでございます。

条例改正案につきましては、現行の客待ち行為禁止区域におきまして、新たに午後6時から午前零時の間、規制対象の業種を拡大し、スナック、ガールズバー、居酒屋、カラオケなど、全業種の客引き、誘引、客待ち行為に対して規制を加えようとするものでございます。

新たに規制対象となる行為に対する罰則につきましては、現行条例で適用し得る行政刑罰である、いわゆる科料（とがりょう）の科料ではなく、行政上の秩序罰である、いわゆる過料（あやまちりょう）を罰則として考えております。科料も過料も行政上の義務違反に課される行政罰の一種で、科料は行政刑罰であり刑法が適用されるのに対し、過料は行政上の秩序罰であり刑法の適用がありません。したがって、過料は、警察当局による対応がなく、市が行政処分として主体的に課すこととなります。

次に、3のスケジュールについてご説明いたします。

昨年9月に地区から議長宛てに請願書が提出され、市議会で採択されております。同時期に開催されました所管事務調査において、客引き行為等における現状を説明させていただきました。

12月には、10月に開催されました所管事務調査でいただきましたご質問等へご報告をさせていただいております。

今年の6月には、当委員会の協議会におきまして、改正条例案及びパブリックコメントにつきましてご説明をさせていただきまして、7月20日から8月20日にパブリックコメントを行いました。

また、8月定例会議会の産業生活常任委員会協議会におきまして、パブリックコメントの結果と改正案の説明をさせていただいているところでございます。

当条例案をご議決いただいた際には、議決後から周知期間といたしまして、来年4月1日を施行期日といたしたいと考えております。

改正条例案につきましては、6ページから7ページに議案を再掲いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひしたい。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願ひます。

○ 樋口龍馬委員

お疲れさまです。周知の方法は、どんなものを考えているのか、現状の考え方を教えてください。

○ 宮原市民協働安全課長

まず、チラシ等を新たに作成いたしまして、まず、1月15日には地区の方と合同でビラ配りを一緒にしていただきたい。それを皮切りに、各商店街の中の店舗等にもチラシを配布していきたいと考えております。

○ 樋口龍馬委員

今回、両罰規定を盛り込まずに来ましたので、なかなかもう協力ベースでしかお願いできないと思うんですが、チェーン店のほうにも必ず行っていただいて、責任者の方に、これから違反として扱うよということを周知していただいて、それでなくならんだら、いろいろまた考えなあかんですね。よろしくお願いします。

○ 三木 隆委員長

要望でよろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 三木 隆委員長

他にありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言ください。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしでよろしいですか。

討論なしとして、別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第57号四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第57号 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第66号 四日市市三浜文化会館の指定管理者の指定について

○ 三木 隆委員長

続きまして、次に、議案第66号四日市市三浜文化会館の指定管理者の指定について、を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。よろしくお願いいたします。

議案第66号四日市市三浜文化会館指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

資料は、先ほどの続きでございます。164分の8ページからお願いいたします。

平成28年12月に供用開始いたしました三浜文化会館は、これまで文化振興課直営で管理運営してまいりました。三浜文化会館の設置目的であります市民の芸術文化活動の推進のために、特に文化の担い手育成に取り組んでまいりたく、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団を特定としまして指定管理に移行していきたいという私どもの案につきまして、昨年11月の定例月議会の協議会におきまして、ご意見を賜る場を頂戴いたしました。ありがとうございました。そして、本年の選定審査に入らせていただいたという次第でございます。

初めての指定管理ということで、この8ページ、三つ目の項目にありますとおり、期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日の3か年でございます。

次に、4番の項目にあります選定経過でございますが、5月15日から10月7日の総合審査まで、全行程、全9回の行程を経まして総合審査を受けました後、同日付で、四日市市指定管理者選定委員会から同財団を指定管理の候補者とする旨の選定結果の報告が市長に提出されるに至りました。この報告書の写しを、資料11ページから18ページに掲載してございます。

選定結果の概要といたしまして、8ページ、5番目の項目に掲載をさせていただきました。

提案内容の評価点は、100点満点中の74.86点。提案価格は、3か年で2億3100万円、1か年平均で7700万円ほどでございます。

この報告書の写しのうち、14ページから記載の審査意見がございまして、これによりますと、指定管理者として適当であると認められました主な内容には、事業の面につきまして、文化芸術による人づくりなど文化芸術活動を次代へつなげていこうとしていること、中でも、文化芸術の体験や実践による子供たちの可能性を広げ育てようとしていること、地元地域の伝統的な文化行事などの資源を生かした事業協働も意識していることです。さらに、施設運営の面におきましては、文化会館で蓄積されたノウハウを基に独自の危機管理マニュアルを作成するなど利用者に対する安全対策を着実に行おうとしていること、職

員についても、現在の文化会館職員と同様に専門性ある研修への参加や情報の共有など、育成、スキルアップの取組などが評価され、総じて指定管理者の候補者として必要な条件を満たしており適当であると認められた次第でございます。

今後は、議会の承認をいただきました後、正式に協定を締結するものでございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

お尋ねします。これで指定管理に移って行って、考え方はまちづくり財団がしていくんだと思うんですけども、当初の運営というのは、スタッフは大きく入れ替わらずに移管されるという考え方になるのか、もう全くがらっと替わってくるのか、そこだけ教えてもらっていいですか。

○ 中野文化振興課長

現在、三浜文化会館は、再任用職員が4人、そして、臨時職員が4人という8名体制でシフトを組んで管理運営に当たっております。

指定管理者からの提案は、専門性を持った正職員のグループリーダーを文化会館の兼務として1名置き、その人を含めて7名の体制で取り組んでいきたいという提案をいただいております。

詳細は、これからまちづくり財団と詰めていくわけなんですけれども、財団のほうからは、現在勤めている職員をぜひそのまま移行してもらおうようにしてほしいというそういう希望はいただいております、職員とのヒアリングによってこれから決めていきたいと思っております。

○ 樋口龍馬委員

ビルメンテナンス関係は、どうされるんですかね。

○ 中野文化振興課長

そちらについては、現在、総合管理委託ということで、警備、清掃等含めた契約を私どものほうでしているわけなんですけれども、これが一旦3月末で切れます。その後については、私どもが契約しておりましたところをそのまま引き継ぐかどうかは別としまして、指定管理者のほうから新たに選定をしていくということになってまいります。

○ 樋口龍馬委員

いろいろと考え方もあろうかと思imasので大きく口を出すものではないんですが、利用者の方が不自由を感じないようにしていただきたいということだけお願いをして終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

残る職員は、報酬がどうなるかな。下がるのか、そのまま横すべりなのか。その辺のことは。

○ 中野文化振興課長

仮に現在の職員が残りましてスライドしたという場合に、現在の再任用職員4人のうち2名は再任用期間が残っておりまして、今後、市のほうでの勤め先も含めてちょっと検討となってございます。残る2名は、この3月末で再任用期間が終了いたしますので、財団のほうに引き継いでとなりましたときには、臨時職員、パートタイム任用職員の待遇ということに変わってまいります。その他の臨時職員、いわゆるパートタイム任用職員につきましては、同様にその身分で移行するわけなんですけれども、市の賃金と財団の賃金、それから諸条件が全く一緒ではございませんので、その辺りの変更が若干出てくるかなというところがございます。大きな待遇の変化というのは出てこないのかなと思います。再任用職員が臨時職員に変わる場合を除いてですけれども。

以上でございます。

○ 小川政人委員

再任用職員の場合は、パートタイマーやで下がる、かなり下がる可能性はあるということか。分かった。

○ 三木 隆委員長

他にありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第66号四日市市三浜文化会館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第66号 四日市市三浜文化会館の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、産業生活常任委員会所管事務調査として、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について報告を受けたいと思います。

説明をお願いいたします。

○ 中野文化振興課長

引き続きまして、文化振興課、中野よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

資料は、先ほどの続きでございます。164分の20ページからお願いいたします。

四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況についてご説明をさせていただきます。

四日市市美術展覧会運営委員会につきましては、平成26年度まで産業生活常任委員会委員長に委員としてご参画いただいておりますけれども、市議会での各種委員会等への参画の見直しに伴いまして、平成27年度から委員として参画されないこととなりましたので、このように所管事務調査を開いていただきましてご報告をさせていただいているものでございます。

21ページの令和2年度の運営委員会の開催状況をご覧ください。

1回目の会議につきましては、5月に予定をしておりましたものを中止といたしまして、書面による意見聴取を行ったことについて、6月定例月議会の産業生活常任委員会所管事務調査においてご報告をさせていただいております。

2回目の運営委員会を去る11月26日に開催いたしました。この会議の内容につきましては、10月に開催を終えました第47回の四日市市美術展覧会の開催状況の報告と、次回48回に向けた意見聴取でございました。

委員からの主な意見としましては、特に洋画の部門において、昨年度から会場を2階の展示室に移したことや、例年よりも大型の作品が減ったことなどから、作品の二段がけが解消されて圧迫感が少なくなり見やすくなったと、これからもこのような余裕のある展示

を続けるとよい、そのためにも、審査対象外となる無鑑査の作品は審査対象の作品よりも小さい作品に出品してもらおうよう引き続き協力を求めて、どの部屋にも圧迫感なく収まるようにすると不公平感を感じている写真部門との会場の変更もできるのではないかと、そういう検討もしてはどうかというご意見をいただいております。

また、高校生の若い世代の出品を促すために写真部門にのみ高校生の表彰枠という出品しやすい規定を設けた制度を平成22年度からやっておるんですけれども、10年を経て、その必要性があるのかどうか改めて検討する時期に来ているのではないかとというご意見をいただいております。といいますのも、これが特に高校生の出品につながっているようには見えないと。その一方で、大人の方と同じように一般の部で洋画や日本画、彫刻において出品している高校生もあるということで、見直しの検討についてのご意見をいただいております。

このようなご意見頂戴いたしまして、出品数の増加に向けましてはやはり若い世代の出品が鍵となってまいりますので、特に高校については、写真部、美術部、書道部等、その他指導教員の方々へのPRを強化するなど、次回に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

そして、会議に報告しました第47回の開催状況につきましては、21ページの下の方から4番の項目に記載をしております。今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策が必須でございましたので、22ページをご覧ください、こちらの(6)に記載をいたしましたように、特に密集、密接の起こりやすい作品の搬入や搬出、審査会、表彰式、講評会の開催方法を変更いたしまして、市民の皆さんに安心してご参加いただけるように努めました。これらの対策は、次回以降の開催にも生かしてまいりたいと考えております。

23ページ以降は、6月にもご報告いたしました今回の審査員の一覧、運営委員会の設置要綱、審査の要綱をおつけしております。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

ありませんか。

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度にいたします。

14 : 07 休憩

15 : 05 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、予算常任委員会産業生活分科会として……。

静かにしてください。

それでは、商工農水部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 荒木商工農水部長

お疲れさまのところ申し訳ございません、商工農水部、荒木でございます。どうぞよろしく申し上げます。本日、もうラストバッターということで、簡潔に丁寧に説明させていただきます。よろしく申し上げます。

請願が1件と、請願はもう審査いただきましたもので、予算案件と一般議案が2本、それと、協議会案件を一つお願いしてございまして、その他報告案件として1件、お願いしてございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第3目 農業振興費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第52号 令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

○ 三木 隆委員長

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、商工農水部所管部分及び議案52号令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

説明をお願いいたします。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

では、資料の説明をさせていただきます。

資料のほうは、タブレットの、07、12月定例月議会の06産業生活常任委員会、004商工農水部追加資料、こちらの4ページ目、22分の4ページをご覧ください。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

農産物の生産及び流通対策事業費のところです。

今回の新型コロナウイルス感染症により農産物の販売に様々な影響が出ていますけれども、このように農業者の努力では避けられないリスクに備えるための保険制度として収入保険制度というのがあります。

資料の目的の下の米印のところに書いてありますように、農作物の販売収入が基準収入の9割を下回った場合、その下回った額の9割を上限に補填するというふうな制度になります。対象作物は、米、野菜、果樹、花、茶などの農作物全般になります。

この新型コロナウイルス感染症については、今後の影響も見通せないところがありますので、それに備えていくという意味も込めて、収入保険制度への加入促進を図るべく、保険料の一部を補助したいと考えています。

補助の内容としましては、市内の農家に対して、令和3年1月1日から令和5年12月31

日までに加入する収入保険制度の保険料と、事務費に当たる付加保険料の2分の1、上限10万円としたいと考えています。

下のほうにありますように補助の申請は農業共済組合から一括して市のほうに申請いただくということにして、補正予算額は150万円を見込んでいます。

次のページに、この収入保険制度の概要について記しました。

収入保険制度の加入要件としては、青色申告の実績が1年以上ある人となります。この申告から基準収入を設定することになります。そのため、これまで青色申告をしてこなかった人にとっては収入保険の加入は最速で令和5年度からになりますので、加入対象としては3年間の措置としたいと思っています。

保険期間は、個人の農家の場合は毎年1月から12月の1年間、保険の対象は農作物全般となりますけれども、畜産につきましては、同じような制度としてマルキン制度というのがありますので、これの対象にはなりません。

それから、補填の仕組みは、下のほうの図にありますように基準収入の9割を下回った場合、その減った部分の9割を上限に補填するというふうなものになっています。

現在、国によって進められている新型コロナウイルス対策の補助金である高収益作物次期作支援交付金というのがあるんですけども、これは本市でもお茶や園芸農家から、今、申請がなされているところです。この補助金でも収入保険制度への加入の意向を示すということが要件とされていますので、その支援という意味でも補助をしていきたいというふうに考えています。

それから、次のページ、6ページ目です。アグリビジネス推進事業費です。

これは、6次産業化など農作物の高付加価値化を進める取組に対する市の単独補助金です。これはさきの6月の補正において補助率の引上げと上限金額の見直しをさせていただいたところです。たくさん要望いただきまして、特に、ICT機械の導入というところをやっているんですけども、ここに多くの要望を寄せていただいております、補助金の予算が不足してきております。特にGPS機能つき田植機の導入というのがありまして、こちらは、この春の田植の時期に何とか合わせていきたいと思っていますことから、予算の増額をお願いしたいと思います。

6次産業化の、これ、ソフト、ハードとかいろいろあるんですけども、ソフト枠で1件、ハード枠で1件、それから、先ほどのICT枠で2件に対応すべく、330万円の増額補正をお願いします。

それから、次のページ上段ですけれども、これは債務負担行為の補正になります。

上のほうにあるのは、北五味塚排水機場及び開栄樋門ほか保守点検業務委託ですけれども、こちらは、楠町の排水機場の保守点検と、大雨時の排水ポンプの運転管理業務に関するものになります。令和3年度の委託業務を4月1日から行いたいと思っていますので、その債務負担行為の設定を行います。限度額は865万7000円、期間は、令和2年度から令和3年度です。

私のほうからは以上です。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

食肉センター・食肉地方卸売市場、森田でございます。よろしくお願いいたします。

説明につきましては、引き続きまして、22分の7ページ、この下段の特別会計に係る債務負担行為のところをお願いいたします。

当センターにおきましての食肉センター食肉市場の清掃業務委託でございます。

事業概要としましては、施設内の事務所、会議室、更衣室等々の定期清掃及び分別ごみの収集業務を委託ということでございます。

なお、4月当初から予定しておりますので、今回の補正ということで上げさせていただいております。限度額につきましては141万1000円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

ありませんか。

○ 中川雅晶委員

ちょっと確認なんですけど、この収入保険制度ですけど、これから保険加入を促進するというか、のための補助制度やと思うんですけど、今現在もう加入されている方もおられるわけですよね。それって大体どれぐらいの農業者の方が、この保険に加入されているのか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

これまで加入されている方が四十数件というふう聞いています。

○ 中川雅晶委員

分母はどれぐらいの四十数件です。大体でいいですけど。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

農業者の数というのはかなり多いんですけど、いわゆる我々が担い手農家さんって言っている認定農家さんの数は、市内で220ほどあります。

○ 中川雅晶委員

うちの四十数件の方は、この制度をされているわけですよね。分かりました。

それ以外の方は入らないというのは、今まで入ってなかったというのは、やっぱりその保険料の問題なのか、そもそも対象にならなかったのか、その辺はどうなんですかね。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

保険料の負担もありますけれども、まず青色申告をしているということがそもそも大前提になりますので、まだまだ白色の方もたくさんみえます、それが一つと。

あと、農業共済が従来からあります。水稲共済とか果樹共済とか、それぞれの共済に加入している方もみえますので、そういったことで、まだまだ収入保険制度というところまで要らないという判断されている方がまだ多いという実情です。

○ 中川雅晶委員

分かりました。農業従事者を守っていこうということについては反対するものではないので、分かりました。ありがとうございました。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

関連して。これ、15件の見込みなんですかね。それともアップパーの金額で見積もって

ないのか、アッパー金額の10で15なのか、そこはどうなんですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

令和3年の1月から加入される方で、手続を今取っている途中なんですね。今年いっぱい申請をしてもらうんですけど、そのうちの収入基準額とかを決めていかないと保険料が定まりませんので、年度内に額が確定できる見込みを共済さんのほうで聞いて、その見込額を、今回、補正額でお願いしています。年度を越えていく部分も実はあるので、正直、その部分については今精査しておりまして、当初予算のほうでまたお願いしていきたいなというふうに考えています。

○ 樋口龍馬委員

既存加入者の不公平感みたいなのは。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

既に入っている方についても、今回コロナ等で保険料を頂いている方がみえます。これ、ちょっと資料にありますように、積立方式の保険料と、いわゆる、保険料という二つの2段階になっていまして、一番最初に入るときは、この積立部分と保険料って、両方払う必要があります。保険料とかをもらった場合は、この積立部分で、まず使っていきますので、次年度から入る場合は負担がちょっと多くなりますので、ちょっとこのコロナということもあって先も見通せないこともありますので、今回についてはその部分も支援していきたいなということで、従来の方も含めて対象としたいというふうに考えています。

○ 樋口龍馬委員

もちろん農業委員会さんは、こういう制度設計で、農業委員会の人たちも見ておるわけですね、こういう保険の設計の状況は。助かるわというのが農業従事者の皆さんの声ということでもよろしいですかね。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

収入保険制度は、対象が、ここにあるどのような理由で収入が減少しても支払い対象になります。従来の共済というのは、風水害であったり病虫害の害によって減った場合なん

ですけど、収入保険制度は、市場価格が下がったからといっても、というよりは、基準収入から下がった分の保険ということになりますので、今回みたいなコロナみたいな予期せぬ収入減に対しての備えということではやっぱり意味がありますので、条件さえ整えば、農家の皆さんは入っていただくふうに考えてみえると思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段他にご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会を送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、一括議題の簡易採決とさせていただきます。

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3項農地費中関係部分、第2条債務負担行為の補正中関係部分及び議案第52号令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）については、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべく事項について、委員からの皆さんのご提案がありましたら、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしという声がかかりましたので、それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第2条債務負担行為の補正(関係部分)及び議案第52号 令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

理事者の入替えがありますので、少々お待ちください。

よろしいでしょうか。

議案第58号 四日市市自転車競技条例の一部改正について

○ 三木 隆委員長

次に、産業生活常任委員会に切り替え、議案第58号四日市市自転車競技条例の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○ 村田けいりん事業課長

けいりん事業課、村田でございます。

それでは、議案第58号四日市市自転車競技条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、07、12定例月議会、06産業生活常任委員会、004商工農水部追加資料になります。

22分の9ページからになります。

よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 村田けいりん事業課長

説明資料につきましては、提出議案参考資料の再掲分と、さきの8月定例月議会の協議会で四日市競輪場の入場料の無料化について説明をさせていただきました資料を添付してございます。

それでは、10ページをご覧ください。

議案第58号につきましては、四日市競輪場の一般入場料の無料化に関する関連条例の一部改正になります。

条例の一部改正の背景といたしましては、四日市競輪場の本場開催日の入場時に、1人50円の入場料を徴収してございます。その際には、券売機で入場券を購入し入場していただいておりますが、その券売機の老朽化や硬貨、紙幣の改鋳予定により機器更新が必要となっておりまして、機器更新の費用対効果が見込めないことや、より市民に開かれた競輪場とするため、入場料の徴収を廃止するものとなります。

改正の内容につきましては、改正前の競輪場入場料が50円で、改正後が無料になります。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

11ページをご覧ください。

入場料の徴収状況でございますが、過去5年間の一般入場料と一般入場者数を記載してございます。本場開催の日数は横ばいですが、本場開催の入場者数や一般入場料は年々減少傾向になってございます。昨年度は、入場者数は年間2万1827人となり、入場料は109

万1000円になってございます。

全国の43あります競輪場の入場料の徴収状況ですが、24場が入場料を徴収してございます。17場が入場料を徴収しておらず、17の競輪場は、平成19年度から入場料の徴収の廃止が始まり、毎年無料化する競輪場が1場程度ございまして、今後も4場、一般入場料を廃止する検討をしている状況でございます。

続きまして、入場券の券売機の状況でございます。

券売機につきましては、平成6年度に9台設置してございます。写真のとおり南入場門に6台、北入場門に3台設置してございます。機器購入から25年余りが経過してございまして、老朽化とともに、南入場門側の券売機1台は、交換部品がなく修理ができない状況になってございます。

また、来年には500円硬貨、4年後には紙幣の改鋳予定があり、新たな機器更新が必要となってございます。

なお、9台全ての機器更新をした場合は、1台当たり200万円程度の機器更新費用を見込んでございまして、総額で1800万円程度の費用が必要となります。

昨年度の実績の入場料収入から費用回収を思案いたしますと、16年程度の期間が必要となります。費用対効果が見込めないことや、より市民に開かれた競輪場とするため、入場料の50円の徴収を廃止してまいりたいと思います。

説明については以上になります。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段意見も質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言ください。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第58号四日市市自転車競技条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第58号 四日市市自転車競技条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第59号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について

○ 三木 隆委員長

次に、議案第59号四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○ 村田けいりん事業課長

けいりん事業課、村田でございます。引き続きまして、議案第59号のほうのご説明をさ

せていただきます。

四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。
資料は12ページになります。

議案第59号につきましても、提出議案参考資料の再掲と、8月の定例会議会の協議会で説明させていただいた資料を添付してございます。

今回の議案は、競輪場競走路内にありますテニスコート及びグラウンドゴルフ場の施設使用に関する条例の一部改正を行うものになります。

改正の背景といたしましては、競輪場周辺における四日市ドームや四日市テニスセンターなどの運動施設が整備、供用されており、利用実績がほとんどない競輪場競走路内にありますテニスコートとグラウンドゴルフ場の施設利用を廃止するものになります。

改正の内容といたしましては、利用可能施設からテニスコート及びグラウンドゴルフ場を削除いたします。施行期日は令和3年の4月1日となります。

続きまして、13ページのほうをご覧ください。

上段のほうの写真が、競輪場内の競争路の状況でございます。

平成14年度に、ナイター照明等を含む照明設備を整備する際に、よりよい競輪場の市民利用の促進を見込み、競争路内の北側に、砂入りの人工芝のテニスコート2面、南側に、天然芝のグラウンドゴルフ場1面を整備いたしました。その後、施設貸出しを行ってきてございます。

競輪場の競走路は、本場開催、競輪選手の練習で活用するほか、高校生などのアマチュア自転車競技者を中心に利用していただいております。

テニスコートやグラウンドゴルフ場の利用は、本場開催時や競輪選手の練習時以外などでの利用となり、テニスコートの実績はなく、グラウンドゴルフ場の利用実績は、過去に1回となっております。

なお、施設廃止後の跡地利用でございますが、本来の競輪場施設としての活用のほか、場内ファミリー向けイベントや、アマチュア自転車競技者の各種大会時のイベント会場として市民利用を進めてまいりたいと考えてございます。

説明については以上になります。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第59号四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第59号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

次に、産業生活常任委員会として、あがた栄工業団地の事業用借地における地中埋設物の処分について報告を受けたいと思います。

説明をお願いします。

○ 渡辺商工課長

商工課の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、先ほどの競輪の続きの22分の21ページをお願いいたします。

あがた栄工業団地における地中埋設物の処理等についてのご報告ということでございます。

あがた栄工業団地におきましては、平尾町にあるんですけども、平成4年に四日市市土地開発公社が造成した工業団地でございます。こちらにつきましては、平成18年に土地開発公社から株式会社四日市市生活環境公社のほうに土地を貸しているという状況でございます。

その後、平成20年に土地開発公社から、その土地が市のほうに移管されまして、現在は、市と生活環境公社の間で事業用定期借地権設定契約をして土地を貸しているという状況でございます。

2番でございますけれども、今般、令和2年10月に生活環境公社のほうから新事務所のほうをそこに建設したいということで敷地の地盤調査をしたいという申出がございまして、その調査に公社が取りかかったところ、下記の表のところの埋設物が発見されたというところでございます。

民法上、その土地の所有者のところの埋設物ということで、市と公社と協議の結果、費用負担につきましては、民法上市のほうで負担するというふうなことになってございます。

3番に、その主な法の整理でございますけれども、まず、土地開発公社のほうの瑕疵担保責任というものにつきましては、この所有権が市のほうに移管してから10年が経過しておりまして消滅をしているというところでございます。

また、賃貸人であります市が賃借人に対する生活環境公社にその処理の費用というものを支払う義務があると民法上されておりまして、4番、今後の対応といたしまして、市が地中埋設物の処理費用を負担していきたいというふうに考えております。

今、金額設計中でございますけれども、約600万円を見込んでおりまして、こちらにつきましては、今度の令和3年2月議会におきまして補正予算を計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、なお、生活環境公社からは、この用地を購入させてもらいたいというような意向が、今、示されているというところでございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

ございませんか。よろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段ご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

これで商工農水部に係る議題は全て終了しました。お疲れさまでした。

理事者の方はご退席ください。

委員の方は、もう少しお付き合いください。

まず、休会中の所管事務調査について、委員会の年間スケジュールで日程案を1月25日、月曜日、午後1時半から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議ございませんか。

それでは、今まで所管事務調査として実施している事案、4点あるんですよ。地方卸売市場について、産業の創出活性化について、客引き行為等の防止について、市立四日市病院次期中期経営計画についてという部分で、これ、もう年度末になって、ある種まとめなあかんという時期になりました。この中で、客引き行為等の防止についてはかなりの進展があって、ある程度の条例まで定めるという方向性が決まったもので報告のしがいがある

というところなんですけど、それと、市立四日市病院次期中期経営計画についても、今日の議論の中にでも医者等々数を増やして、その体制を強化していくという委員会の方向性に合わせた動きを見せているという部分で、ある種、私は納得している部分があるんですよ。

ただ、卸売市場については、今日、請願が出たんですが、なかなかこれは時間がかかる話かなと。すぐに目に見える形で何か改善されるような期待感は、私は持っていないので、ここらの部分を、これと産業の創出活性化、これも今、コロナ禍においてなかなか進展が見られないという部分、特に、この2項目について皆さんの意見を聞いて、その報告書の方向性をね、ちょっと探りたいと思います。ちょっと意見欲しいんですけどね。何かありますか。

○ 諸岡 党委員

もう一回、言うて。2項目、箇条書でいいので。

○ 三木 隆委員長

2項目はね、卸売市場、それと、産業の創出、その2個。だから、目に見えるね、成果とかね、進展するような動きが感じられないものでね。これを、多分次もメンバーが代わりますものでね、引継ぎするようなテーマというふうには僕は考えていないわけですよ。途中は途中で、その報告書でまとめて、ここの部分までで終わったという報告をしようかなとは思っておるんですけどね。それについてはどう思われますかね。

○ 諸岡 党委員

逆に、正副委員長が考える、引き継いでいくべきテーマって何なんですか。

いや、今、委員長がおっしゃる、これらは引き継いでいくようなテーマではないとおっしゃったけれども、であるならば、正副委員長が考える、引き継いでいくようなテーマって何なんですかね。

○ 三木 隆委員長

それは、なしです。

○ 諸岡 覚委員

ああ、なしで。

○ 三木 隆委員長

だから、本来は、今言った2項目が引き継ぐべき中途半端で終わっておるという意味ですよね。だから、そこがどうかと。多分、まとめにくいところはまとめにくいところなんですよ。

○ 樋口龍馬委員

北勢卸売市場については、調査の結果が示されてくると思いますので、その調査の結果に注視をいただくというような程度の触れ方で、次年度以降また判断して、集中調査するのかどうか決めていただいたらどうか。

産業の活性化というのは、もともとこちらの委員会の特筆しなくても使命になっているところですので、よしなに書いていただいたらいいのかなと。現状の在り方についても、ほかにやりようがないのかなと。特別これを引き続き調査してくださいという書き方はしなくても、こういう報告が上がってくるので注視してくださいという書き方で市場のほうは収めて、産業の活性化については、アフターコロナなのかウィズコロナなのかみたいなことを書いていただいてまとめてもらえばいいのかなということで、僕はもう正副一任したいと思います。

○ 諸岡 覚委員

賛成。

○ 三木 隆委員長

事務局、そんな意見やけど、そういう方向性って、どうやろう。

○ 伊藤議会事務局主事

すみません、事務局、伊藤です。

もう、そういう今現在の調査で終えて、中でも報告書としてまとめていくというお話であれば、1月の所管事務調査辺りで、もうある程度の素案なりというところでご確認をい

ただこのようなスケジュールということで進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員長

それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

それじゃ、次の項目は、総合会館でのシティミーティングがなくなったもので、正副4常任委員長で何かY o u T u b eの撮影をして、それを1月6日にY o u T u b eで動画配信するというのが示されております。これは報告する事案で。

それと、次は3月29日、来年の、保々地区市民センターの議会報告会、2月定例会議会ですけど、これはまだ、やるのかやらんのか決定していません。一応、産生の委員会としては保々地区というので、暫定の日程だけは覚えておいていただきたいと思います。3月29日、月曜日、午後6時半から午後8時。

すみません、一つ飛んでいました。

10月の休会中の所管事務調査、商工会議所さんのお話を受けた部分が、タブレットに、もう載っておるらしいもので、それを報告しておきます。

○ 伊藤議会事務局主事

委員会としての報告は、また議会に上げていきますので。

○ 三木 隆委員長

それを一読してもらって、何かご不満があれば、ここは直せという話があれば、12月18日、金曜日までに事務局へお伝えください。

この保々地区市民センターの議会報告会については、取りあえず、やるというときにはやるというので、一応ね、確認しておかないかんもんでね、そういう意味でね。多分飛ぶと思うけどね。

それで、最後に、今回の予算分科会長報告、委員長報告への記載につきましては、正副

委員長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ありがとう。

ごめんなさい。その他、一つだけ。

1月14日、午後1時から行く道の駅七里御浜、これの向こうに対する質問事項を、ちょっと相談して挙げてみました。この他に何かほか聞きたいことがあるという場合がありますら、これも事務局のほうに、伊藤さんのところにご連絡願えますか。よろしくお願います。

それでは、以上で全ての事項を終了しましたので、産業生活常任委員会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

15 : 55 閉議